

子どもの笑顔と活力があふれる南房総市にむけて

近年、急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを産み育てることが厳しい状況となっています。



このような背景の中で、平成17年度から10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取組を促進するために次世代育成支援対策推進法が制定されました。

本市におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき、合併前の7町村が合同で「安房7町村次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）（平成17～21年度）を策定しました。

平成18年3月の合併後は、同計画を新市に引き継ぎ、一時保育事業の拡充や、こんにちは赤ちゃん事業の実施、要保護児童対策地域協議会の設置、子育て支援センターの設置など、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

市民が安心して子どもを産み育て、明日の南房総市を創る子どもたちがすくすくと育つための次世代育成支援は、市政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における南房総市の次世代育成支援の基本的な考え方や、その考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「南房総市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

また、本計画では、南房総市総合計画の基本理念・将来像や個別の施策目標を踏まえながら、めざすまちの姿を「子どもの笑顔と活力があふれるまち」と定めております。今後は、めざすまちの姿の実現をめざしていきたくないと考えております。

おわりに、本計画の策定にあたり1年間熱心に議論を重ねていただきました「次世代育成支援行動計画策定委員会」及び「次世代育成支援行動計画策定、保育所再編・学童保育所のあり方検討ワーキングチーム」の委員の皆様をはじめ、グループインタビュー、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

平成22年3月

南房総市長 石井 裕

目 次

序 論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	3
1-1 計画の目的	3
1-2 計画の役割	3
1-3 計画の期間	3
第 2 章 計画の背景	4
2-1 児童や家庭をとりまく時代状況	4
1 少子化傾向の継続	4
2 「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の要請	5
3 社会環境の変化	5
2-2 国の動向	6
第 3 章 市の概況	8
3-1 南房総市の概要	8
1 人口	8
2 婚姻・出生	10
3 世帯	12
4 就業	14
3-2 子どもに関わる環境の概況	18
1 子どもに関わる施設の配置	18
2 保育・教育の現状	19
第 4 章 子どもや子育てをとりまく重点課題	22
4-1 少子化対策の推進	22
4-2 ニーズに応じた支援の展開	23
4-3 地域子育て機能の強化	24
計 画	27
第 5 章 基本的な考え方	29
5-1 めざすまちの姿	29
5-2 3つの基本方針	31
1 子どもの幸せと自立を応援するまちづくり	31
2 ゆとりと自信をもって子育てできるまちづくり	31
3 多様な世代がともに生きるまちづくり	31
5-3 4つの基本目標と 15 の基本施策	31
1 地域で子育てが支えられるまち	31
2 就業と子育てが両立できるまち	32
3 学びを通じて親子が育つまち	33

4	安全・安心なまち	33
5-4	3つの重点戦略	34
1	地域資源を生かした子育ての推進	34
2	若者定住の促進	34
3	就学前保育・教育施設の機能の再編	35
第6章	基本施策の推進	36
6-1	地域で子育てが支えられるまち	36
基本施策1	地域子育て支援の推進	36
基本施策2	健康づくりの促進	39
基本施策3	障害のある子や発達に遅れのある子への支援の充実	41
基本施策4	ひとり親家庭への支援の強化	43
基本施策5	児童虐待・配偶者暴力の防止	44
基本施策6	経済的負担の軽減	46
6-2	就業と子育てが両立できるまち	47
基本施策7	保育サービスの充実	47
基本施策8	放課後児童対策の充実	49
基本施策9	仕事と生活の調和の推進	50
6-3	学びを通じて親子が育つまち	53
基本施策10	食育・学校保健の推進	53
基本施策11	幼児教育・学校教育の推進	55
基本施策12	社会教育・社会体育の充実	58
基本施策13	男女共同参画の促進	60
6-4	安全・安心なまち	62
基本施策14	子どもにやさしいまちづくり	62
基本施策15	のびのび遊べる環境づくり	64
第7章	数値目標の設定	66
7-1	保育サービスの数値目標	66
7-2	その他の数値目標	67
第8章	推進にむけて	68
第1節	推進状況の点検・公表の方法	68
1	計画の推進状況の点検	68
2	計画の推進状況の公表	68
第2節	計画の推進体制	68
1	庁内推進体制	68
2	庁外推進体制	68
 参考資料		 69
1	計画策定委員等名簿	71
2	計画策定委員会設置要綱	73

3	計画策定体制図.....	74
4	計画策定の経過.....	75

序 論

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画の目的

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。

南房総市では、合併前の7町村が合同で、この法律に基づく「安房7町村次世代育成支援地域行動計画」(前期計画)(平成17～21年度)を策定しました。平成18年3月の合併後は、同計画を新市に引き継ぎ、一時保育事業の拡充や、こんにちは赤ちゃん事業の実施、要保護児童対策地域協議会の設置、子育て支援センターの設置など、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

少子化が進む今日、市民が安心して子どもを生み育て、明日の南房総市を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、市政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における南房総市の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「南房総市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

1-2 計画の役割

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における南房総市の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業など、子どもをとりまくすべての市民が、それぞれの立場で取り組む指針としての役割を担います。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
安房7町村次世代育成支援地域行動計画 (合併後は南房総市の計画として位置づけ)									
↑ 平成18年3月南房総市誕生				見直し	南房総市次世代育成支援後期行動計画				

第2章 計画の背景

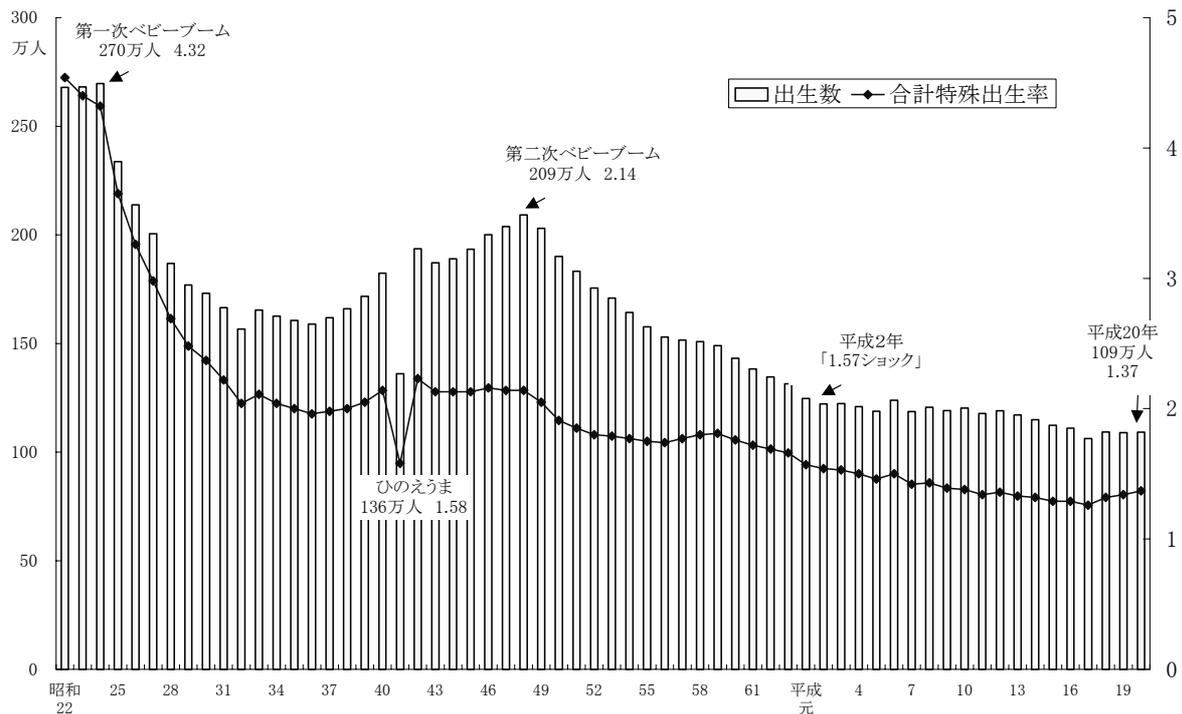
2-1 児童や家庭をとりまく時代状況

1 少子化傾向の継続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性を育むための集団生活の経験が少なくなることや、人口の減少により社会の活力が低下することなどの影響が懸念されています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。

1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる。

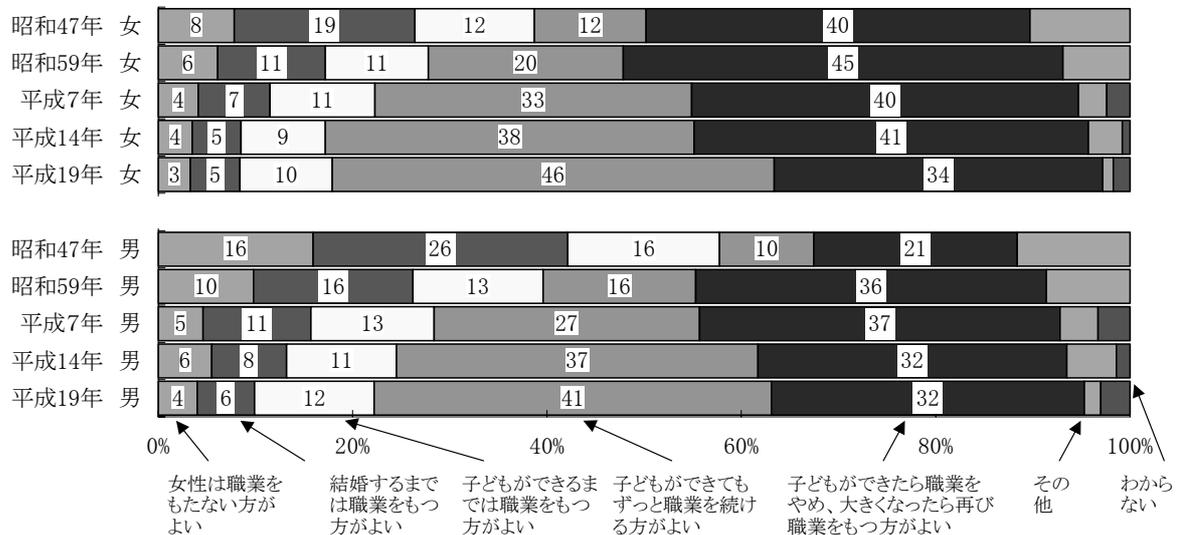
1.57ショック：平成2年に、少子化が国政の重要課題として注目された時に使用された言葉。1.57は当時の合計特殊出生率。

2 「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の要請

社会意識の変化や雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。しかし、一方で、女性は、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、その改善が課題となっています。

こうした課題に対しては、女性の出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備とともに、「男性を含めた働き方の見直し」などによる「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が求められています。

女性が職業をもつことに対する意識の変化



注：昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査している。
資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）による。

3 社会環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

2-2 国の動向

わが国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、少子化が国政の重要課題とされ、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

実施年	国の政策動向	摘要
平成2年	「1.57 ショック」	少子化が国政の重要課題として注目される。
平成6年	エンゼルプラン(7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業(7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成7年	育児休業制度の開始	育児休業制度が開始。
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成9～13年度)を策定。
平成10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定。
	新エンゼルプラン(12～16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時預かり実施箇所数8倍、ファミリーサポートセンター設置数5倍などの成果。
平成12年	健やか親子21(平成13～22年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など60項目強の数値目標。計画期間の26年度までの延長が決定。
平成13年	待機児童ゼロ作戦(14～16年度)	保育所受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
平成14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
平成15年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。

実施年	国の政策動向	摘要
平成 15 年	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題にむけた 28 の行動を掲げる。
平成 17 年	子ども・子育て応援プラン(17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
平成 19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成 21 年4月現在で全国 358 カ所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みを「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行动指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	新政権誕生	「年額 31 万 2000 円の子ども手当の創設」、「子ども家庭省(仮称)の設置検討」などをマニフェストとする民主党が、社会民主党、国民新党とともに連立政権を設置。
平成 22 年	子ども・子育てビジョン(22～26 年度)	市町村の次世代育成支援後期行動計画に対応した国の計画。数値目標は、病児・病後児保育の年間延べ利用日数を6倍強に、放課後児童クラブの年間利用実人数を 1.4 倍にするなど。

第3章 市の概況

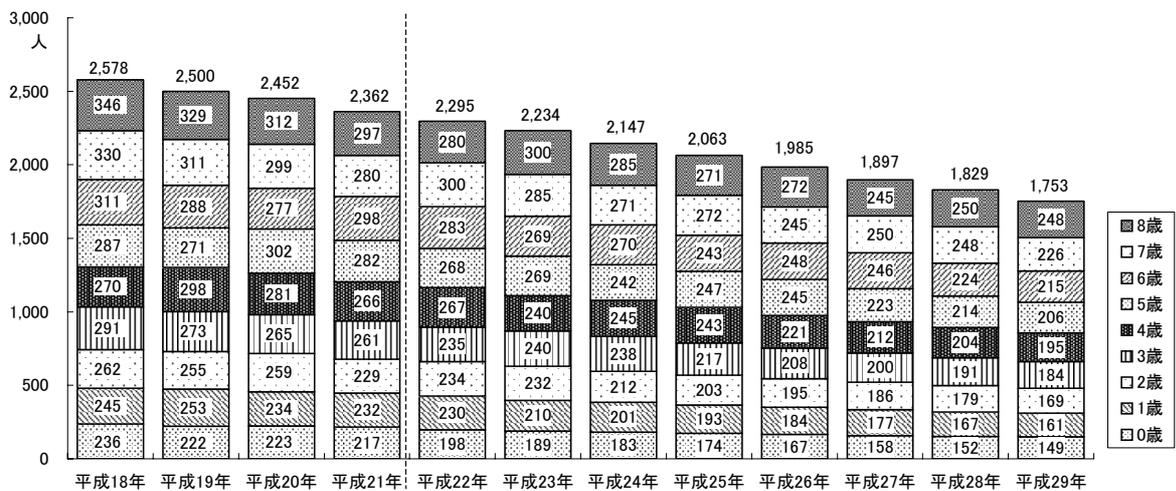
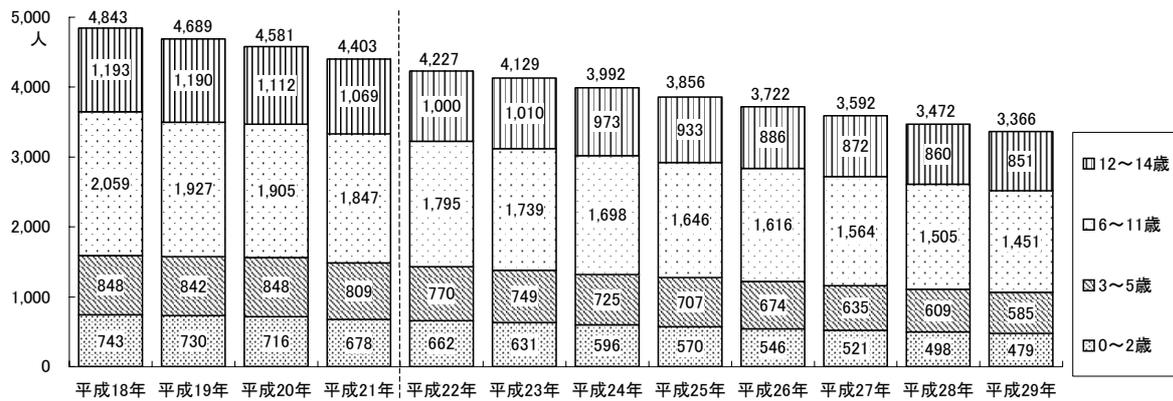
3-1 南房総市の概要

1 人口

平成21年4月1日現在の住民基本台帳・外国人登録によると、南房総市の年少人口（0～14歳）は4,403人で、平成26年には3,722人に、平成29年には3,366人になるものと推計されます。また、平成21年の20～30代女性の人口は4,755人、男性は4,886人で、平成26年には女性が4,063人、男性が4,248人になるものと推計されます。

人口動態の最新の傾向が今後も継続すると仮定したこの推計によると、子どもや若者世代が特に著しく減少していくことから、まちの活性化のためにも、若者定住策を強力に推し進めていくことが求められます。

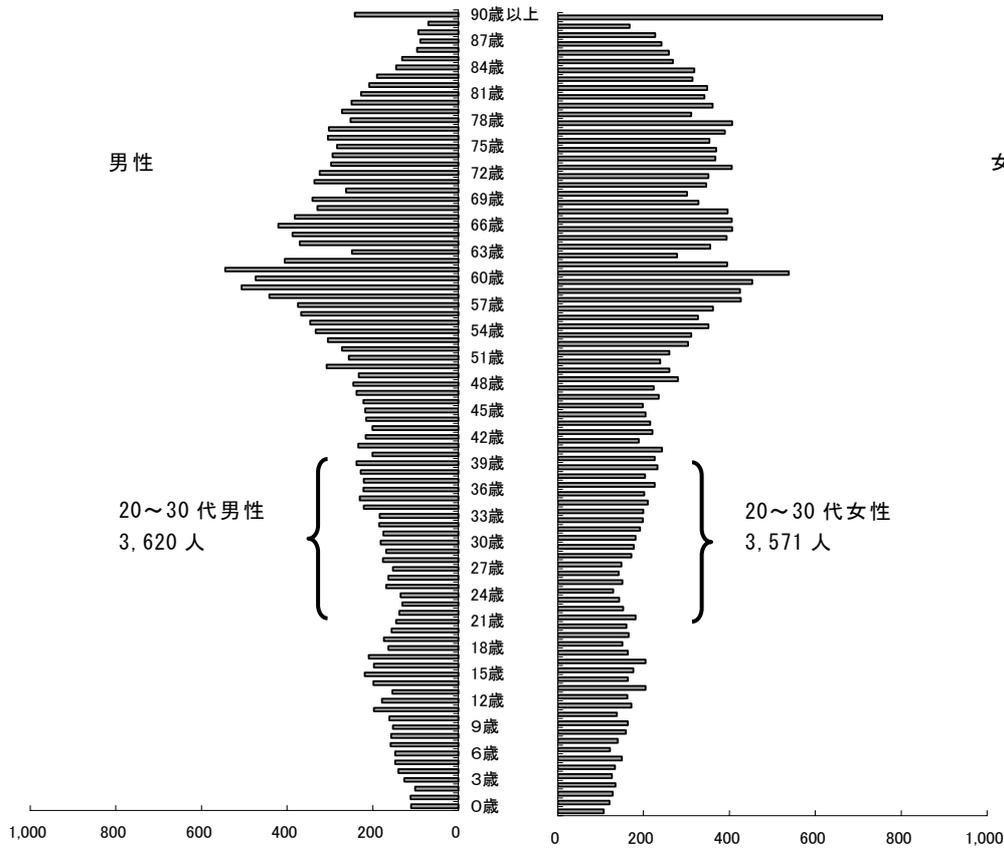
年少人口の推移と推計



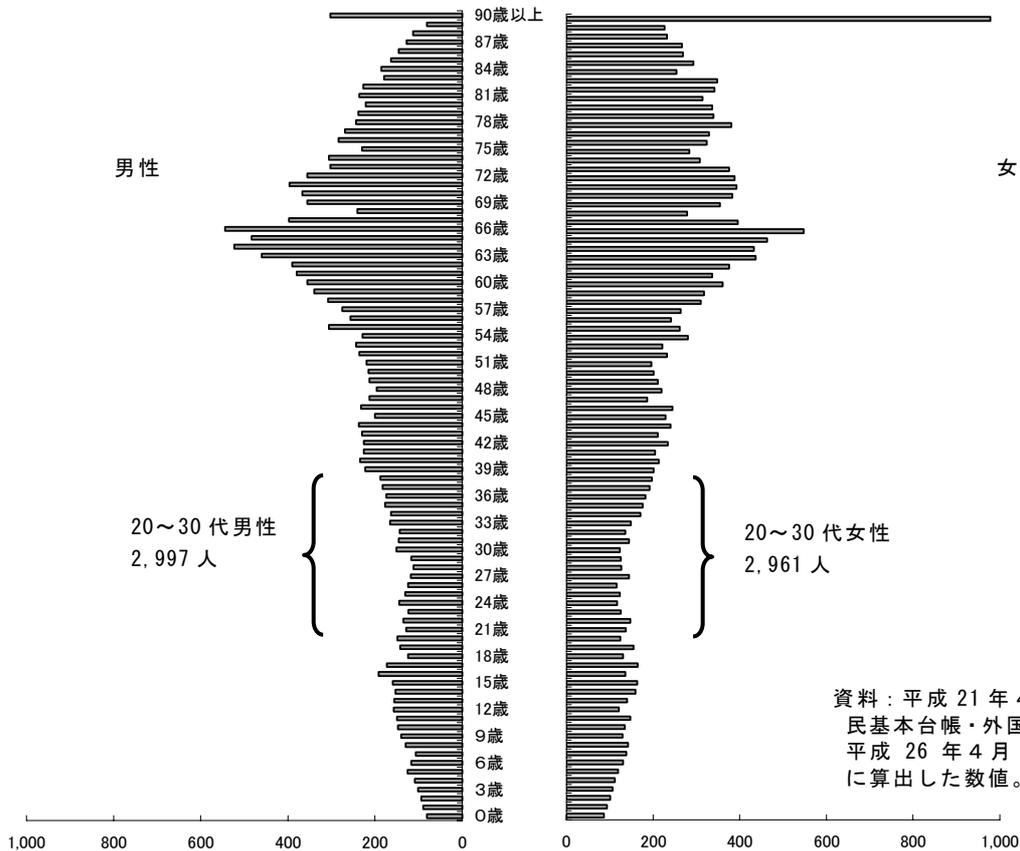
資料：平成21年までは各年4月1日現在の住民基本台帳・外国人登録。平成22年以降はそれをもとに算出した推計値。

平成 21 年と平成 26 年の人口ピラミッド

[平成 21 年 4 月 1 日現在の実績]



[平成 26 年 4 月 1 日の推計]

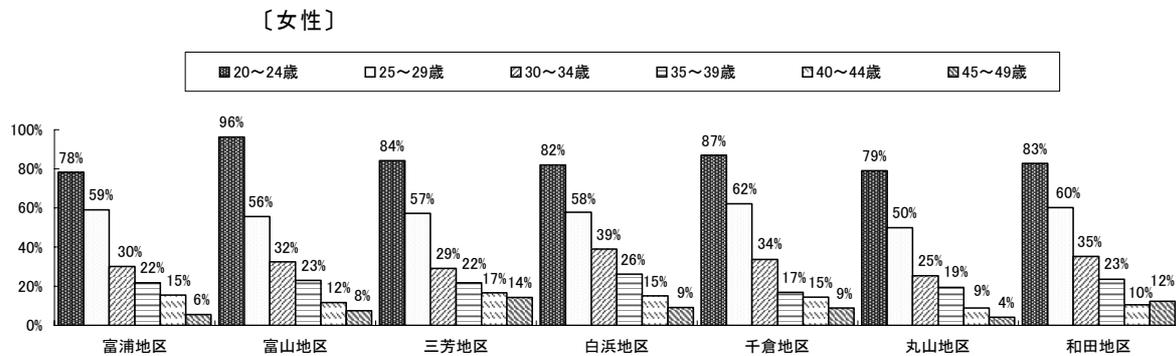
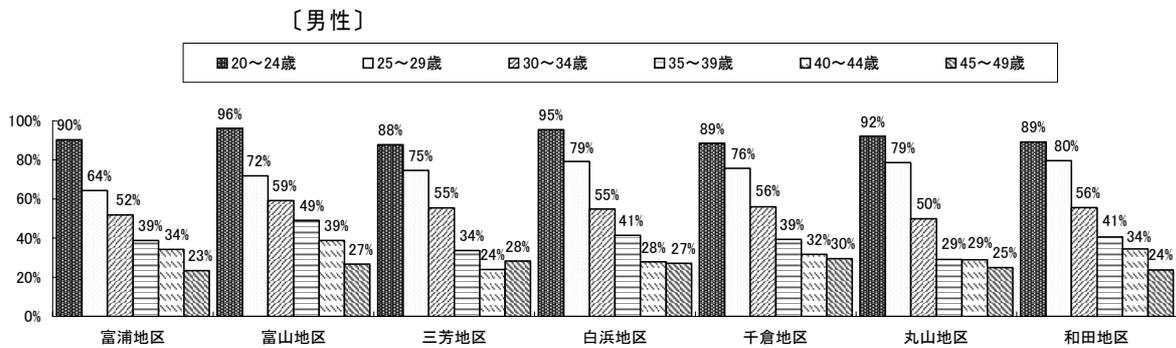
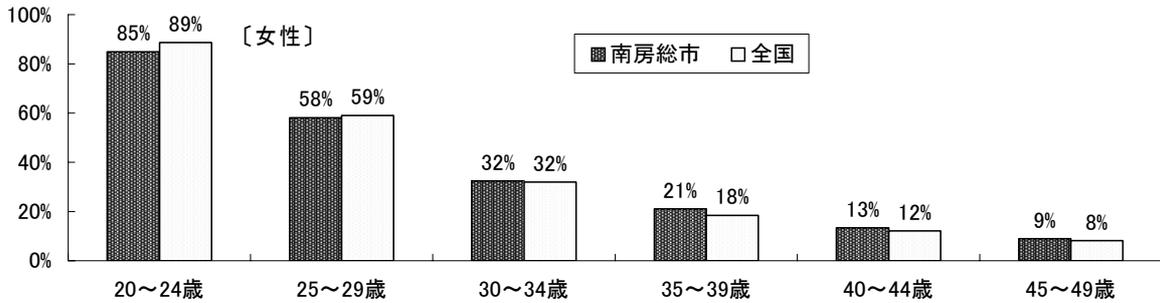
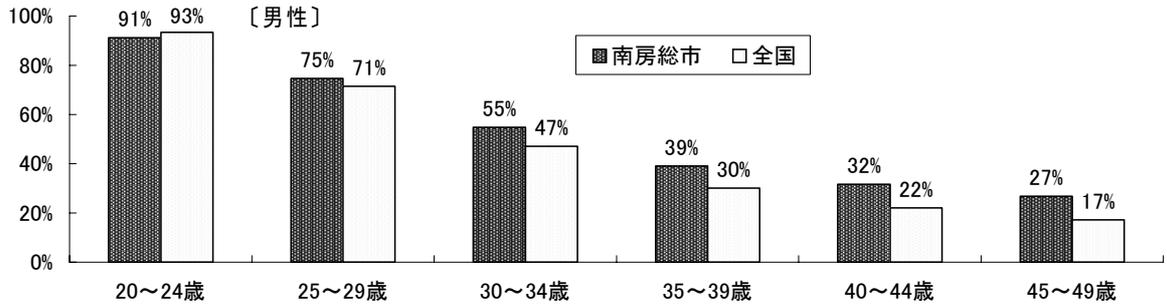


資料：平成 21 年 4 月 1 日現在は住
民基本台帳・外国人登録の合計値。
平成 26 年 4 月 1 日はそれをもと
に算出した数値。

2 婚姻・出生

平成17年国勢調査で年齢別・男女別の未婚率をみると、30代後半でも男性の4割、女性の2割が未婚者となっており、30代後半以上の男性は全国平均より1割程度未婚率が高くなっています。こうした晩婚化が、少子化に大きく影響していると考えられます。

年齢別・男女別の未婚率（平成17年）



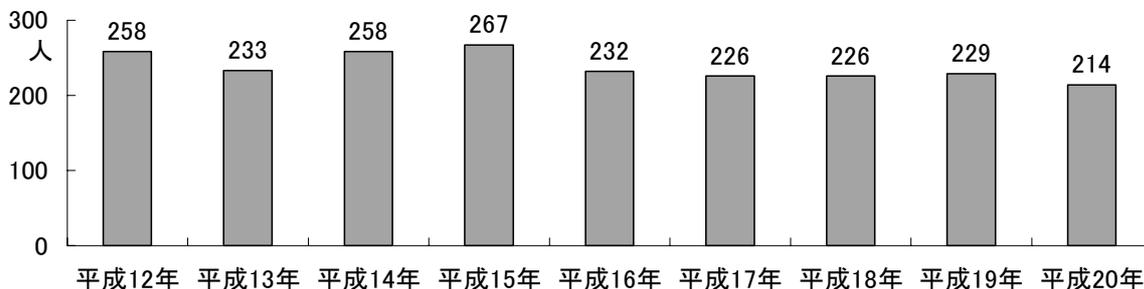
注1：晩婚化の現状を把握するためのデータであるため、死別・離別者は除いている。

注2：日本人のみ。

資料：国勢調査

こうした晩婚化の影響や、若者人口そのものの減少などから、南房総市の出生数は減少傾向にあり、平成20年は214人と過去最低値となっています。

出生数の推移



※合併前は7町村合計値（以下同じ）。

資料：人口動態統計（各年1月～12月）

合計特殊出生率は、全国平均より低く推移しています。合併前は町村ごと、年次ごとに差が大きいです。平成8年からの10年間で各町村とも高い年は1.5前後であることから、南房総市においても、1.5前後への回復が望まれます。

合計特殊出生率の推移

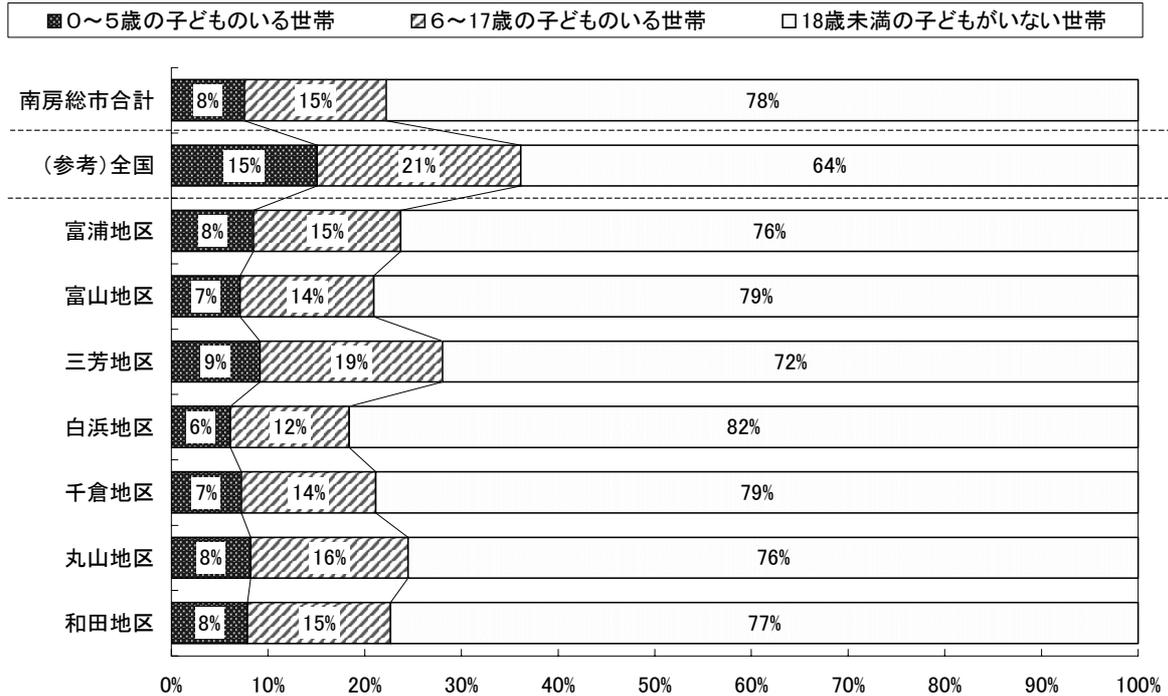
区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
南房総市											1.26	1.28	1.25
富浦町	1.21	1.42	1.38	1.47	1.23	1.22	1.15	1.30	0.96	1.26			
富山町	1.32	1.31	1.17	1.38	1.06	0.84	0.92	1.25	1.08	1.15			
三芳村	1.50	1.06	1.09	1.14	1.66	1.14	1.35	1.38	1.39	1.31			
白浜町	1.47	0.92	1.44	1.17	1.38	1.26	1.27	1.17	1.10	1.37			
千倉町	1.37	1.70	1.24	1.12	1.30	0.97	1.16	1.31	1.00	1.09			
丸山町	1.54	1.46	1.43	1.57	0.99	1.23	1.59	1.24	1.37	1.41			
和田町	1.71	1.84	1.35	1.46	0.86	1.43	1.71	1.65	1.46	1.24			
千葉県	1.33	1.28	1.26	1.22	1.30	1.24	1.24	1.20	1.22	1.22	1.23	1.25	1.29
全国	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

資料：人口動態統計（各年1月～12月）

3 世帯

平成 17 年国勢調査によると、南房総市の一般世帯のうち「0～5歳の子どものいる世帯」は8%（1,174世帯。全国平均は15%）、「6～17歳の子どものいる世帯」は15%（2,268世帯。全国平均は21%）で、子どもがいる世帯の割合は、それぞれ、全国平均の15%、21%より大幅に低くなっています。

18歳未満の子どもがいる一般世帯の割合（平成17年）

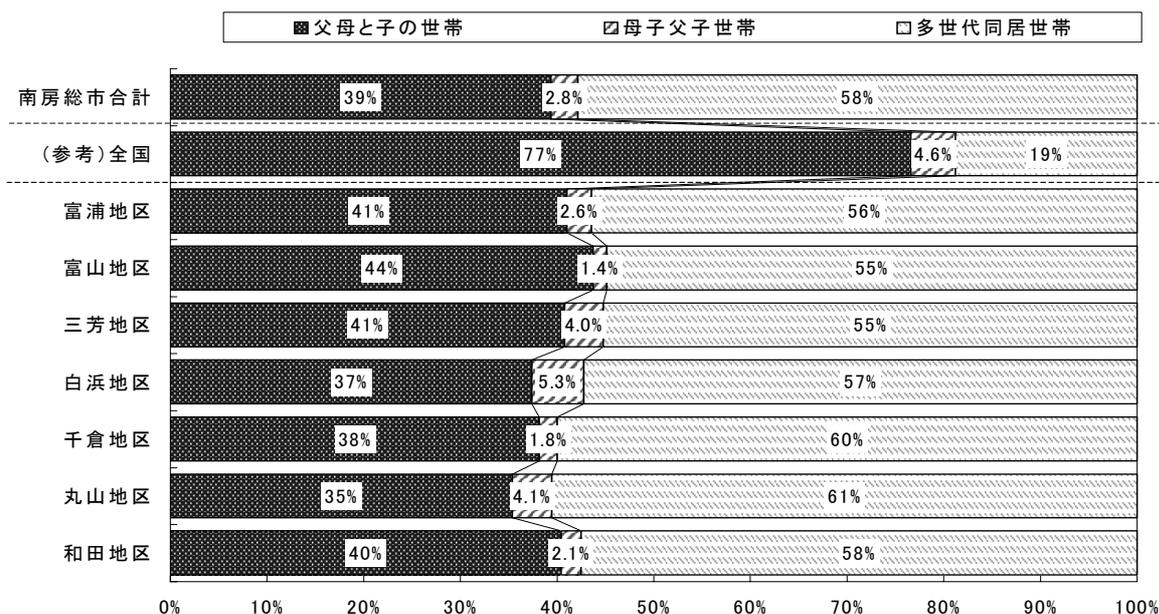


資料：平成17年国勢調査

子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は4割前後で、全国平均の8割程度より大幅に低くなっています。

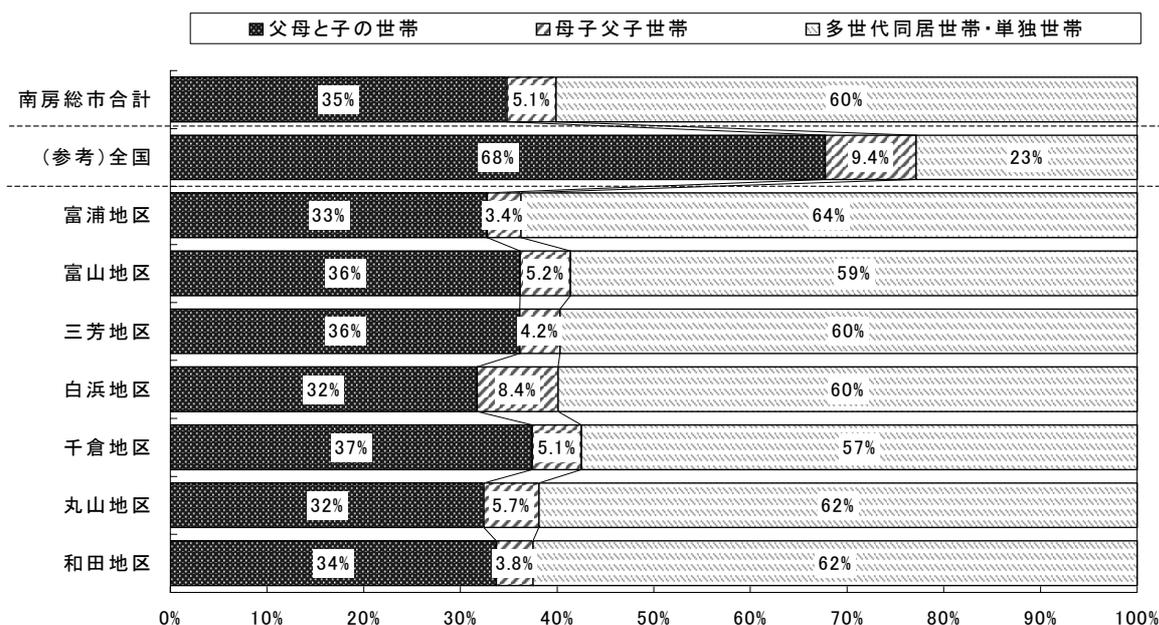
母子父子世帯は、「0～5歳の子どものいる世帯」の2.8%（母子世帯28世帯、父子世帯5世帯）、「0～17歳の子どものいる世帯」の5.1%（母子世帯148世帯、父子世帯27世帯）で、それぞれ、全国平均の4.6%、9.4%より低くなっています。

0～5歳の子どものいる一般世帯の家族型（平成17年）



資料：平成17年国勢調査

0～17歳の子どものいる一般世帯の家族型（平成17年）



注：0～17歳の子どものみで暮らす単独世帯が2世帯ある。

資料：平成17年国勢調査

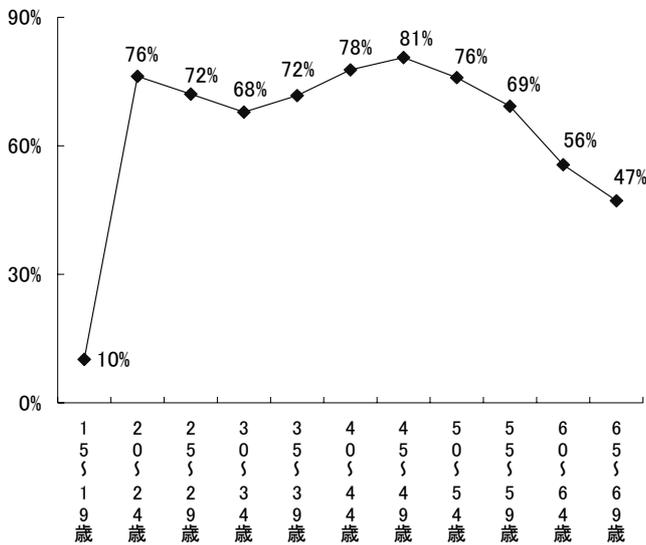
4 就業

南房総市の女性の年齢別就業率は、20代以上の全年齢層で全国平均より高く、主な出産・育児期である25歳から39歳にかけても、7割前後の市民が就業しています。

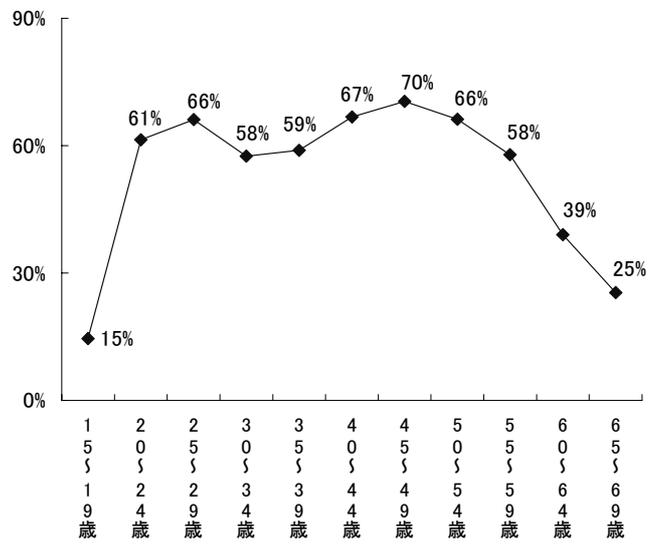
一般に、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に下がり再び上昇するM字曲線を描くと言われていますが、平成17年の南房総市では、平成12年に比べ、M字の谷が上昇してきています。これは、女性の就業意識の一層の高まりや、就業と子育ての両立を支える制度の普及などの理由によると考えられます。

女性の年齢別就業率

〔平成17年南房総市〕

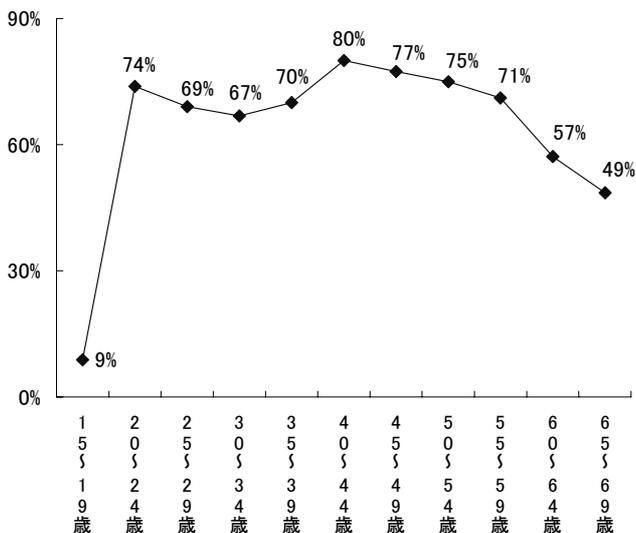


〔平成17年全国〕

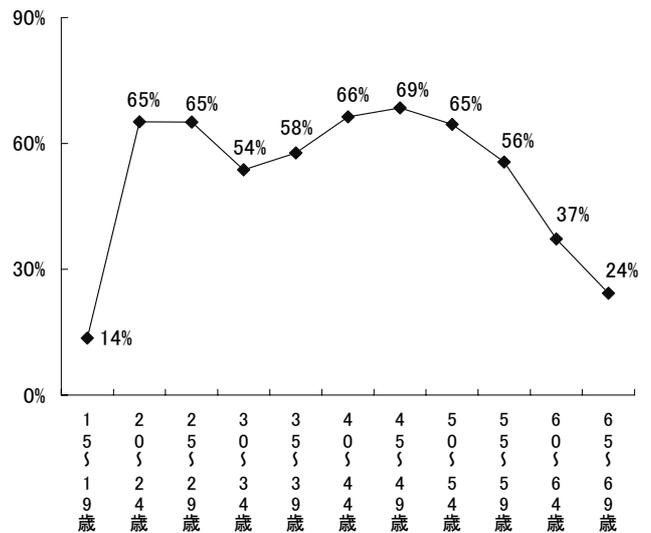


資料：平成17年国勢調査

〔平成12年南房総市〕

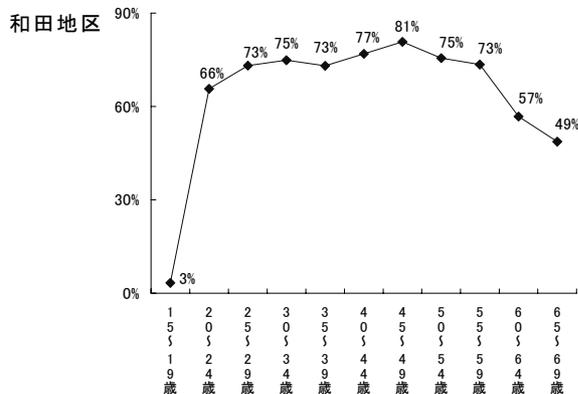
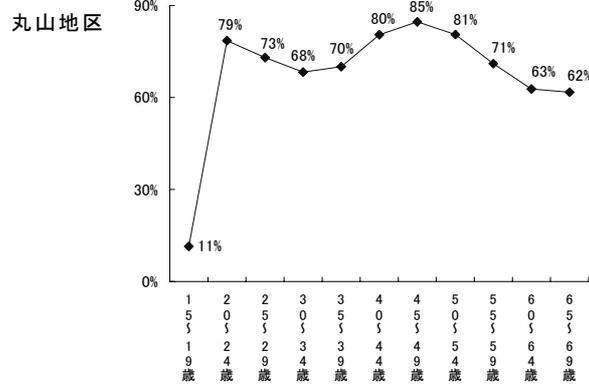
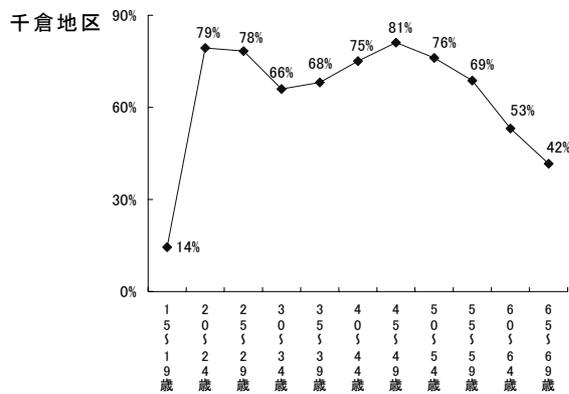
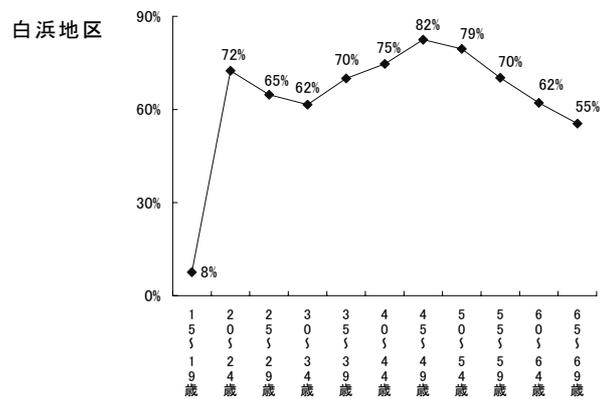
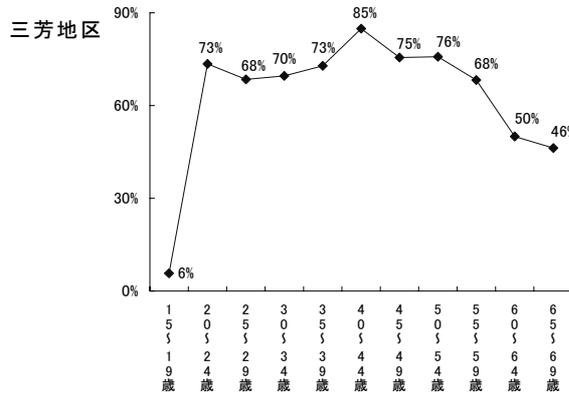
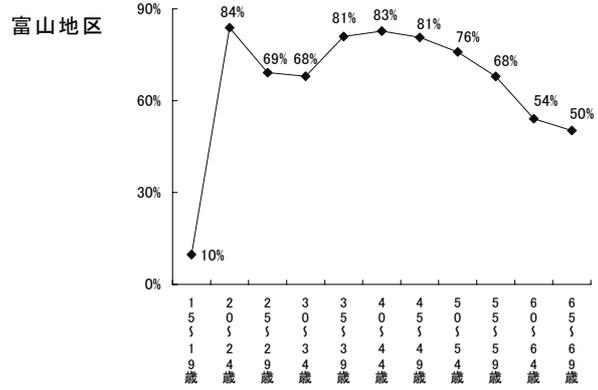
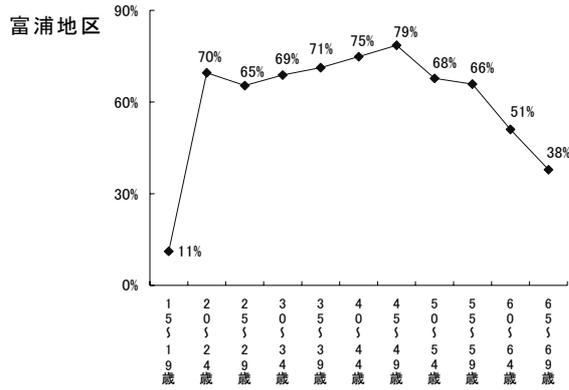


〔平成12年全国〕



資料：平成12年国勢調査

〔参考〕 地区別の女性の年齢別就業率（平成 17 年）



資料：平成 17 年国勢調査

平成 17 年の南房総市の産業中分類別就業割合は、「農業」が男性で 20%、女性で 26%と、男女とも最も高く、次いで男性は「建設業」、「卸売・小売業」、女性は「卸売・小売業」「医療、福祉」となっています。

全国平均と比較すると、男女とも、第 1 次産業の就業割合が高く、第 2 次・第 3 次就業割合が低くなっています。

産業中分類別就業者数と構成比（平成 17 年）

区 分		男性			女性		
		就業者数	構成比		就業者数	構成比	
			南房総市	南房総市		全 国	南房総市
全産業		12,739	100%	100%	10,738	100%	100%
第 1 次産業	農業	2,583	20%	4%	2,753	26%	5%
	林業	18	0%	0%	1	0%	0%
	漁業	392	3%	0%	91	1%	0%
	鉱業	12	0%	0%	3	0%	0%
	合計	3,005	24%	5%	2,848	27%	5%
第 2 次産業	建設業	1,636	13%	13%	250	2%	3%
	製造業	1,213	10%	20%	962	9%	14%
	合計	2,849	22%	33%	1,212	11%	17%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	68	1%	1%	5	0%	0%
	情報通信業	108	1%	3%	35	0%	2%
	運輸業	881	7%	7%	71	1%	2%
	卸売・小売業	1,619	13%	15%	2,004	19%	22%
	金融・保険業	114	1%	2%	198	2%	3%
	不動産業	83	1%	1%	53	0%	1%
	飲食店、宿泊業	618	5%	4%	1,013	9%	7%
	医療、福祉	448	4%	3%	1,469	14%	16%
	教育、学習支援業	408	3%	3%	528	5%	6%
	複合サービス事業	329	3%	1%	154	1%	1%
	その他のサービス業	1,309	10%	14%	870	8%	15%
	公務	822	6%	4%	227	2%	2%
	分類不能の産業	78	1%	2%	51	0%	2%
合計	6,885	54%	62%	6,678	62%	79%	

資料：平成 17 年国勢調査

国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動指針」の中で、平成18年度の「週60時間以上就業者の割合」を平成29年度に半減させる目標を設定しています。

南房総市の「週60時間以上就業者数」をみると、男性が1,428人、女性が571人で、それぞれ全就業者の11%と5%を占めます。

産業中分類別では、男性の「飲食店、宿泊業」や「卸売・小売業」において、「週60時間以上就業者の割合」が2割前後あり、特にこうした産業分野を中心に、「可能な範囲での働き方の見直し」を啓発していくことが求められます。

週60時間以上就業者数と、その全就業者に対する割合（平成17年）

区 分		男性			女性		
		60時間以上就業者	60時間以上就業者の割合		60時間以上就業者	60時間以上就業者の割合	
			南房総市	南房総市		全 国	南房総市
全産業		1,428	11%	16%	571	5%	5%
第1次産業	農業	314	12%	14%	200	7%	9%
	林業	0	0%	4%	0	0%	2%
	漁業	19	5%	19%	1	1%	10%
	鉱業	1	8%	8%	0	0%	2%
	合計	334	11%	14%	201	7%	9%
第2次産業	建設業	96	6%	14%	5	2%	3%
	製造業	106	9%	12%	18	2%	3%
	合計	202	7%	13%	23	2%	3%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	3%	5%	0	0%	2%
	情報通信業	8	7%	16%	0	0%	6%
	運輸業	112	13%	24%	3	4%	4%
	卸売・小売業	298	18%	22%	132	7%	5%
	金融・保険業	11	10%	18%	9	5%	3%
	不動産業	7	8%	14%	1	2%	4%
	飲食店、宿泊業	136	22%	30%	87	9%	9%
	医療、福祉	17	4%	12%	29	2%	3%
	教育、学習支援業	58	14%	14%	22	4%	5%
	複合サービス事業	43	13%	8%	9	6%	2%
	その他のサービス業	137	10%	15%	47	5%	5%
	公務	59	7%	10%	8	4%	3%
	分類不能の産業	4	5%	10%	0	0%	3%
	合計	892	13%	18%	347	5%	5%

資料：平成17年国勢調査

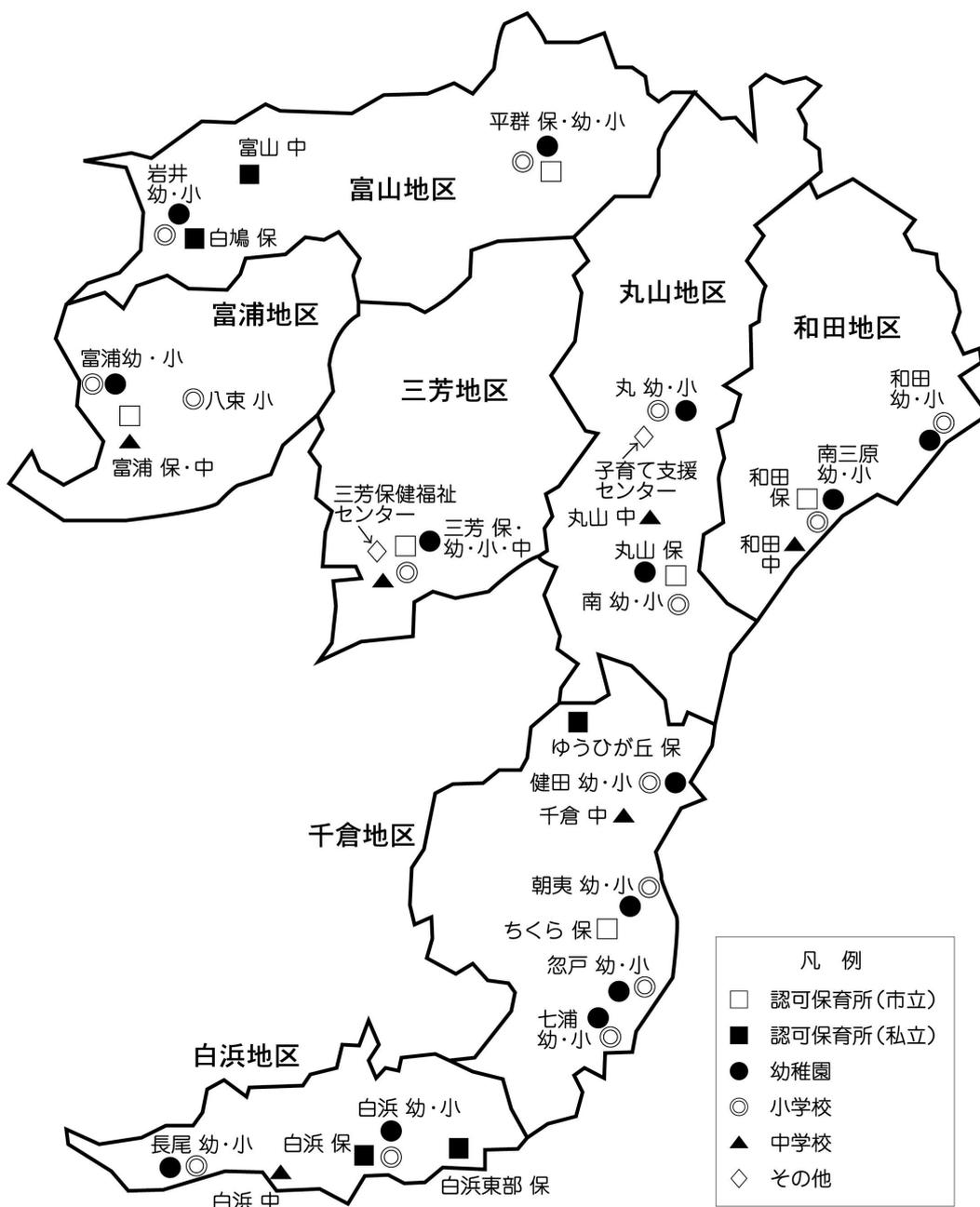
3-2 子どもに関わる環境の概況

1 子どもに関わる施設の配置

南房総市の保育・教育に関わる主な施設は、平成21年4月1日現在、認可保育所が10園、幼稚園が14園、小学校が15校、中学校が7校などとなっています。

その他、子育てに関する施設として、子育て支援センターなどがあります。

子どもに関わる主な施設の配置図



2 保育・教育の現状

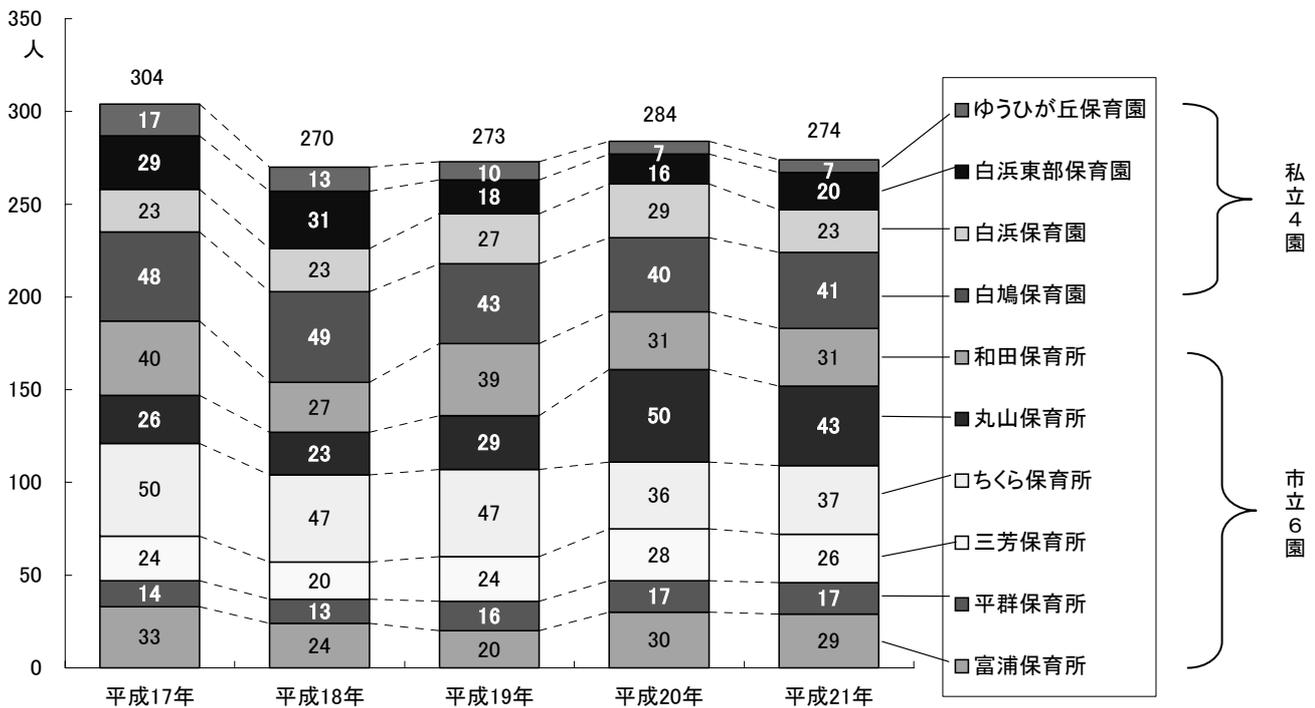
(1) 保育所

保育所は、認可保育所 10 園（市立 6、私立 4）と中原病院内保育所「すくすく」など事業所内で保育所を設置しているところがあります。

平成 21 年 4 月 1 日現在の利用児数は、認可保育所が 274 人（うち 0～2 歳児 138 人）、事業所内保育所が 46 人（うち 0～2 歳児 30 人）です。

保育所の利用児数は平成 18 年以降、横ばい傾向で推移してきています。

認可保育所の利用人数の推移



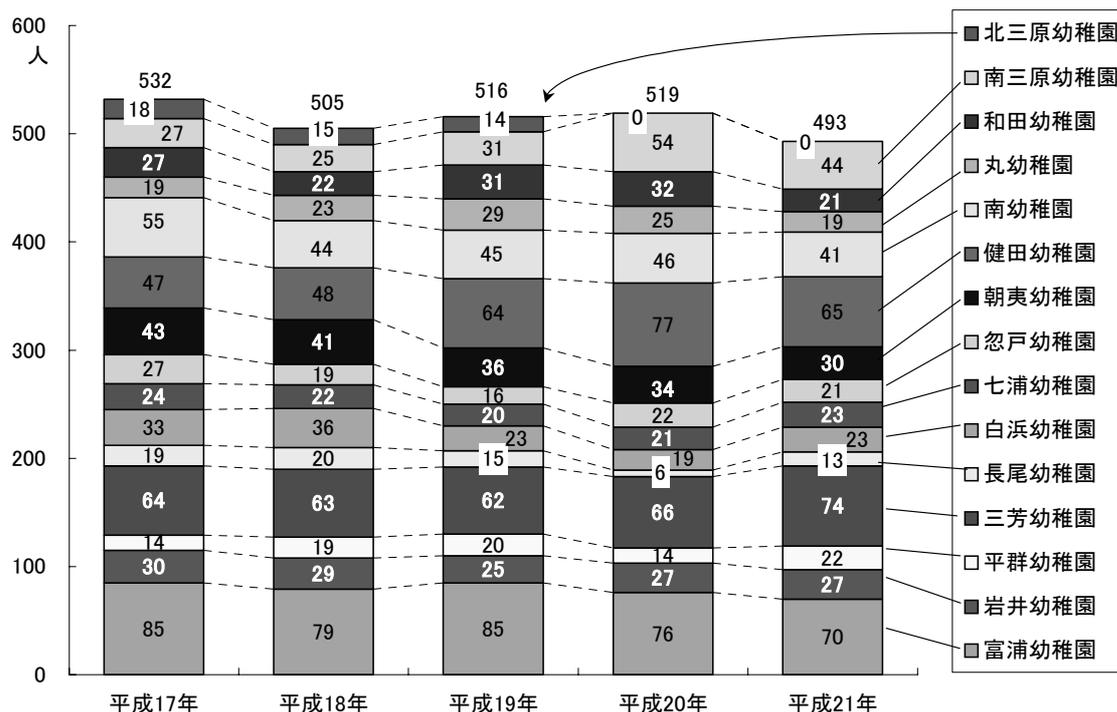
※各年 4 月 1 日現在

(2) 幼稚園

南房総市の幼稚園はすべて市立で、4 歳児、5 歳児の 2 年保育を実施しています。学校基本調査の基準日である平成 21 年 5 月 1 日現在で 493 人が通園しています。

北三原幼稚園は、平成 20 年 4 月 1 日に南三原幼稚園に統合しました。

幼稚園の児童数の推移

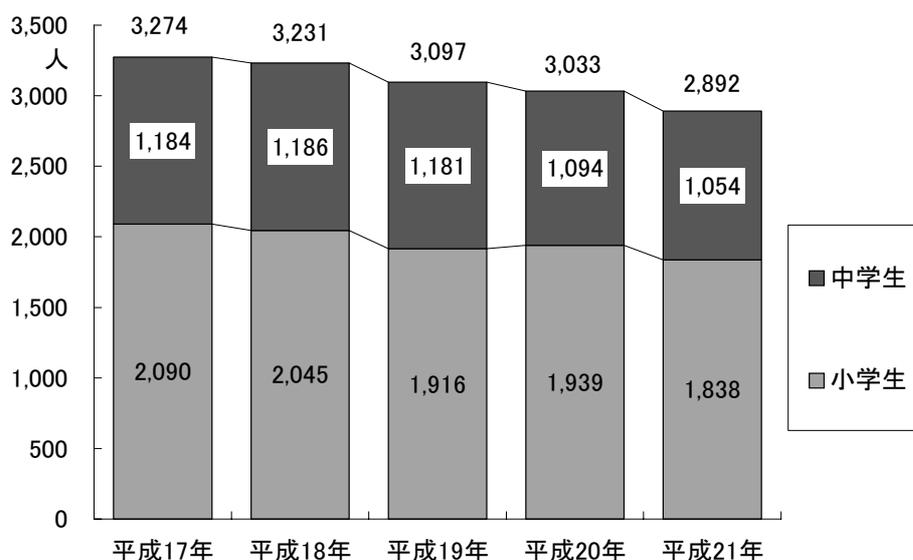


※各年5月1日現在

(3) 小中学校

小中学校もすべて市立で、学校基本調査の基準日である平成21年5月1日現在、小学校児童数は1,838人、中学校生徒数は1,054人となっており、いずれも年々減少傾向にあります。

小学校児童数・中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 学童保育・預かり保育

南房総市では、共働き世帯の子どもたちの放課後対策である学童保育・預かり保育が 12 カ所で実施され、平成 21 年 4 月現在では、1 日あたり約 350 人が利用しています。

預かり保育は、千倉地区の七浦、忽戸、朝夷、健田の各幼稚園の園児を対象に、健田幼稚園併設の預かり保育施設で市が実施しています。

学童保育は、各地区の状況に応じて、就学前児童や小学校高学年児童の受け入れを行っている施設もあります。また、運営は、市営が 5 カ所（うち 1 カ所は法人に委託）、法人が 2 カ所、個人が 1 カ所、父母の会の運営が 3 カ所となっています。

学童保育・預かり保育の児童数

地区	名称	園児数	うち就 学前	うち低 学年	うち高 学年	運営主体
富浦地区	富浦学童保育所	32	12	20	0	市
富山地区	岩井学童保育所	22	0	16	6	市が設置し法人に運営委託
	平群学童保育所	20	12	8	0	市
三芳地区	三芳学童保育所	58	25	33	0	市
白浜地区	白浜保育園	16	0	16	0	法人
	白浜東部保育園	6	0	6	0	個人
千倉地区	千倉学童保育所	38	0	38	0	市
	千倉預かり保育所	30	30	0	0	市
	ゆうひが丘保育園	14	10	4	0	法人
丸山地区	丸山学童クラブ	31	14	17	0	父母の会
	うさぎ学童クラブ	19	8	9	2	父母の会
和田地区	和田学童クラブ	61	33	26	2	父母の会
合計		347	144	193	10	-

※平成 21 年 4 月 1 日現在。

※千倉預かり保育所は 1 日平均利用人数。登録は 80 名。

※うさぎ学童クラブ・和田学童クラブには、一時保育的な制度がある。

※預かり保育は、幼稚園児のための文部科学省による制度である。

※学童保育は、主に小学校低学年児童を対象とした厚生労働省による制度である。

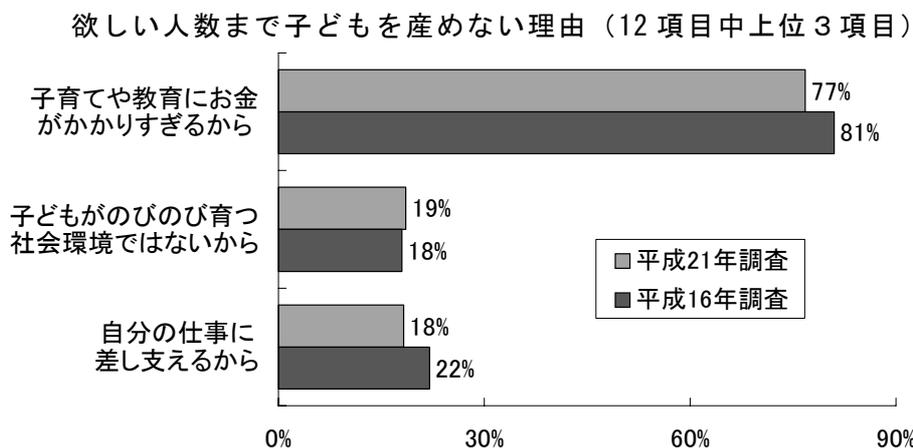
第4章 子どもや子育てをとりまく重点課題

4-1 少子化対策の推進

南房総市は、東京から約1時間半の時間距離にあり、温暖で豊かな自然に恵まれています。しかし、人口減少が続き、少子高齢化が進んでいます。

少子化は、集団生活の経験が少なくなるといった個人レベルでの影響に加え、労働力の減少など社会経済面での影響も大きく、まちぐるみでその対策を進めていくことが求められます。

アンケート結果によると、欲しい人数まで子どもを産めない理由として、経済的な理由が圧倒的に高い割合となっています。国・県とともに、その抜本的な対策を進めていくことが求められます。



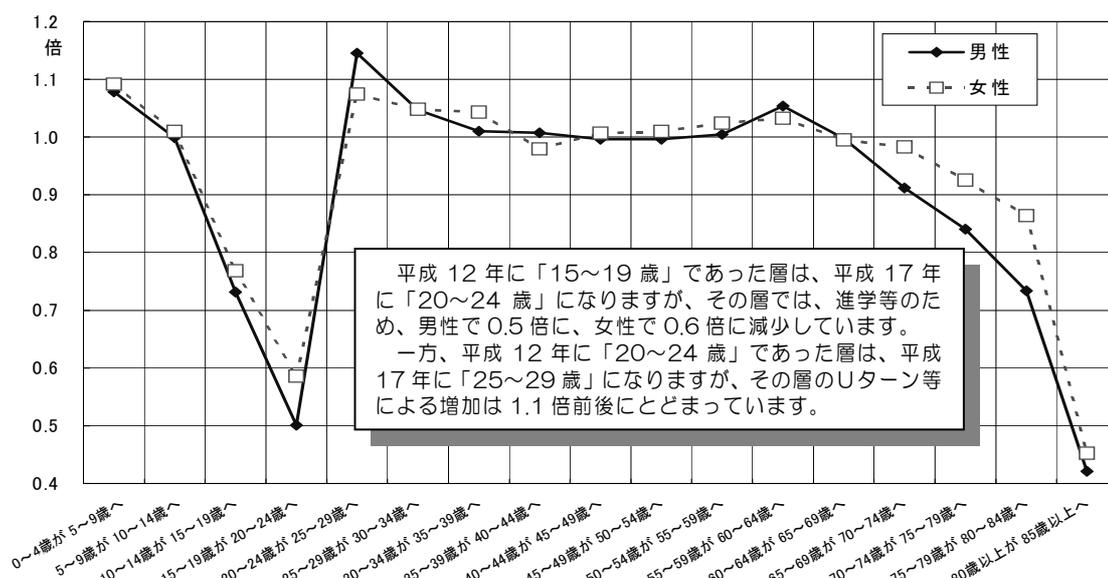
※平成21年調査は、「欲しい人数まで子どもがいる」という回答を除き再集計した。平成16年調査では、「欲しい人数まで子どもがいる」人は回答しない形式の設問になっている。

資料：「安房郡次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート調査」（保護者用）（平成16年2月実施）
「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成21年3月実施）

一方、若者定住政策も重要です。平成12年から平成17年にかけての年齢別人口の増減をみると、南房総市では、進学や就職のための転出により、10代の若者が5年後には3分の2に減少していますが、20代から30代前半にかけての人口増もわずかで、大半の出身者はUターンせず他市に居住していることがわかります。

南房総市の少子化対策としては、子育て支援などの福祉的な施策もさることながら、雇用の場の創出、若者むけの住宅環境の整備など、定住施策が重要といえます。

平成 12 年から 17 年にかけての年齢別人口の増減率



資料：平成 12、17 年国勢調査をもとに作成

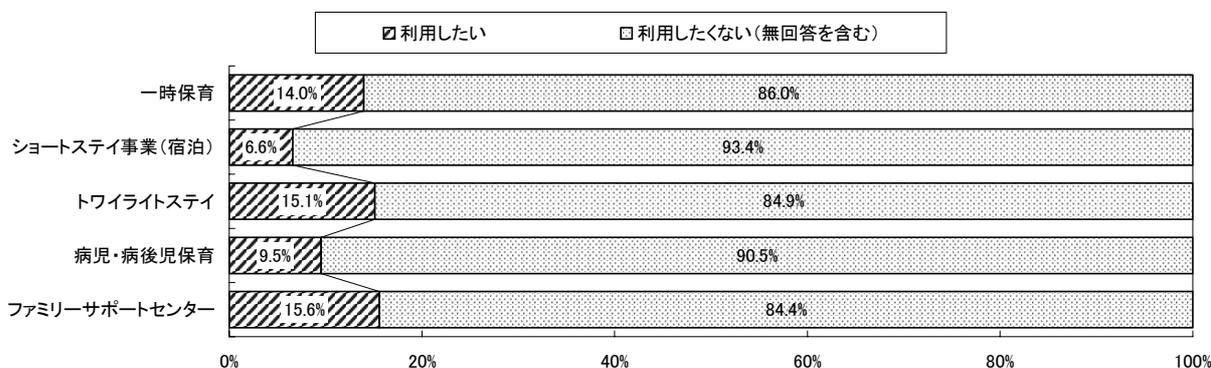
4-2 ニーズに応じた支援の展開

子どもの数は減少を続けていますが、母親の就業率の上昇などにより、子育て支援サービスに対するニーズは一層多様化してきているといえます。

「主な子育て支援サービスの今後の利用希望」のアンケート結果によると、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイ事業など、現在、南房総市では実施していないサービスに対しても高いニーズがみられるほか、「子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策」のアンケート結果によると、「小児医療体制の充実」、「遊び場の整備」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」など幅広い次世代育成支援施策に対してニーズがみられます。

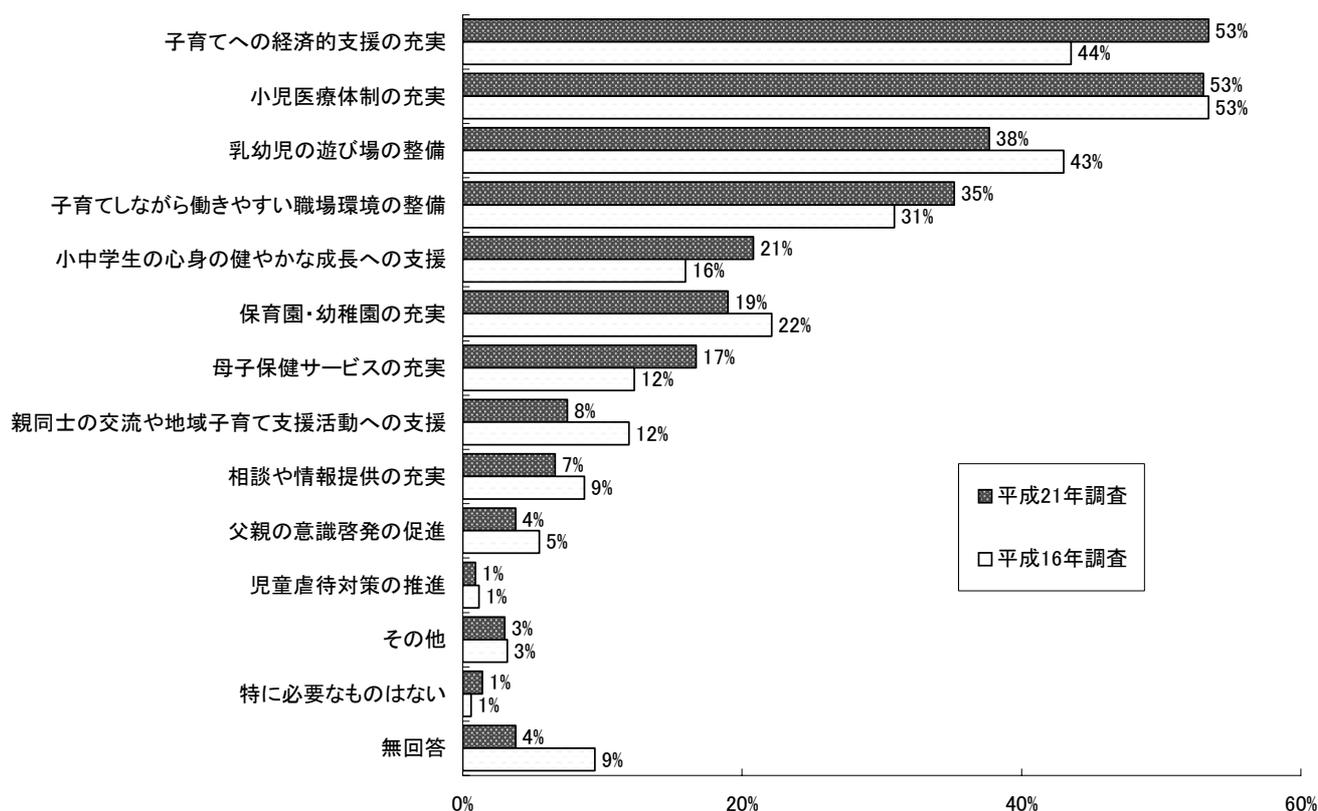
後期計画においては、こうしたニーズに応じた支援を展開していくことが求められます。

主な子育て支援サービスの今後の利用希望（就学前児童の保護者）



※トワイライトステイとは、保育所終了後、23 時頃までの一時保育のこと。
資料：「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成 21 年 3 月実施）

子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策（3つまで選択）



資料：「安房郡次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート調査」（保護者用）（平成16年2月実施）

「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成21年3月実施）

4-3 地域子育て機能の強化

アンケート結果によると、多くの市民が、「子どもをとりまく環境が変わった」と感じており、具体的には、「子ども自身が外で遊ばなくなったこと」や、「子どもたちが時間に追われた生活をするようになってきていること」、「親自身が子育てをうまくできなくなってきたこと」などをあげています。

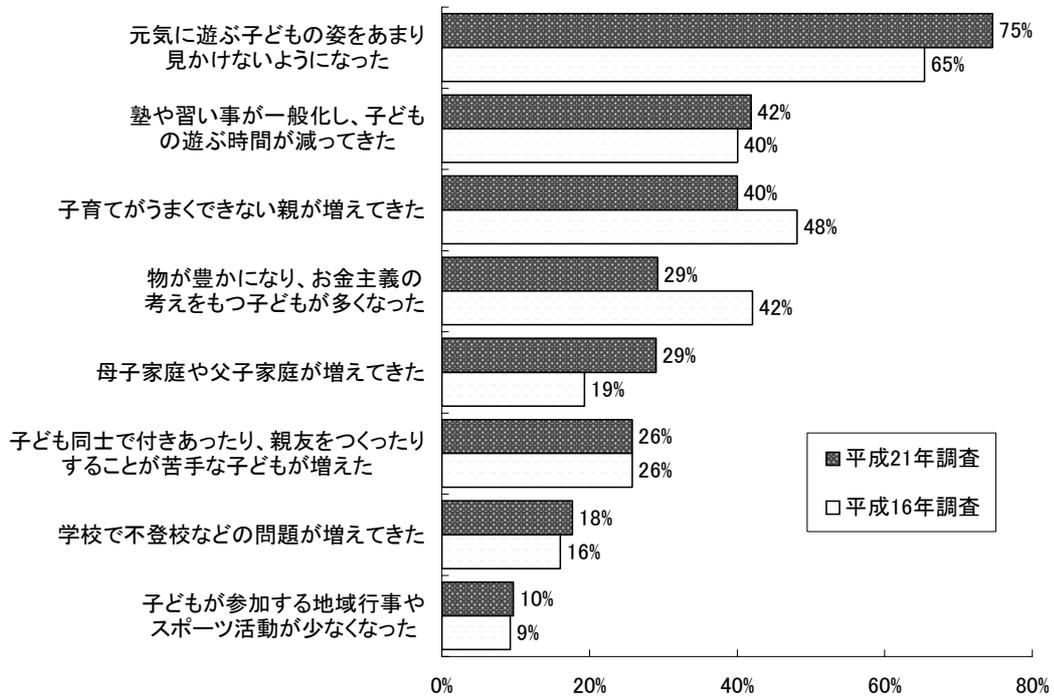
また、保護者への「南房総市は子育てしやすいまちであると思うか」という問いに対して、「そう思う」という回答の割合は、5年前と比較して減少しています。

比較的に地域の連帯意識が残っている南房総市においても、少子化や都市化の進展、ライフスタイルの変化などから、かつてのような自然発生的な地域子育て力は期待できない状況となっています。子ども会をはじめとする地域組織の担い手不足も深刻です。

例えば、「老人クラブなどの地域活動で、積極的に子どもと交流する行事を採り入れる」、「気軽に子育て家庭同士が交流できる機会を定期的に設ける」、「行政が子育てに悩む保護者からの相談を受ける体制を充実する」など、地域の自主的な取り組みと公的な支援を相互に連携させながら、地域子育て機

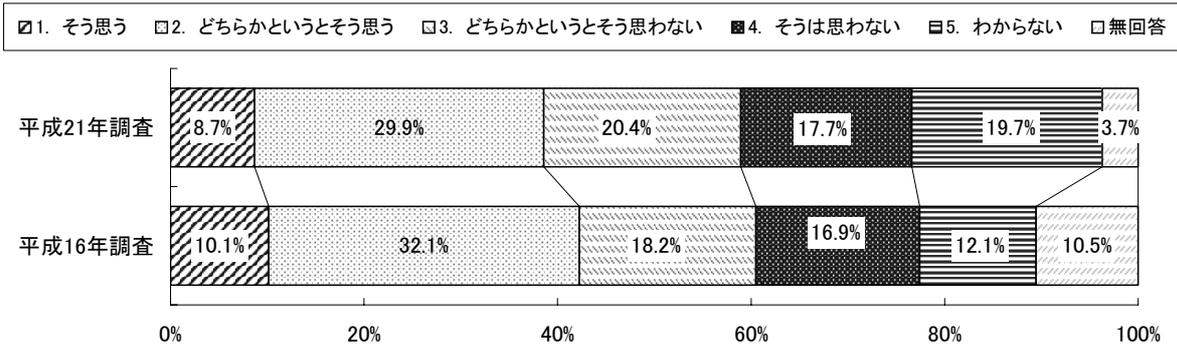
能を強化していくことが求められます。

近年の子どもを取りまく環境の変化（3つまで選択）



資料：「安房郡次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート調査」（一般住民用）（平成16年2月実施）
 「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（一般住民用）（平成21年3月実施）

南房総市は、子育てをしやすいまちだと思うか



資料：「安房郡次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート調査」（保護者用）（平成16年2月実施）
 「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成21年3月実施）

計 画

第5章 基本的な考え方

5-1 めざすまちの姿

「南房総市総合計画」（平成20～29年度）では、まちづくりの基本理念を①「地域力の発揮」、②「やすらぎの実現」、③「協働と参画」とし、まちの将来像を「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」と定めています。また、各論に「子育て支援・児童福祉の充実」に位置づけています。

〔南房総市総合計画〕

地域力の発揮

やすらぎの実現

協働と参画

“ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総”

〔各論〕 子育て支援・児童福祉の充実

家庭・地域・団体・事業者・行政など、地域が一体となって、まちぐるみで子どもと子育て家庭を支援する体制の構築に努め、豊かな自然のなかで、安心してのびのびと子どもを産み育てられる社会の実現をめざしていく

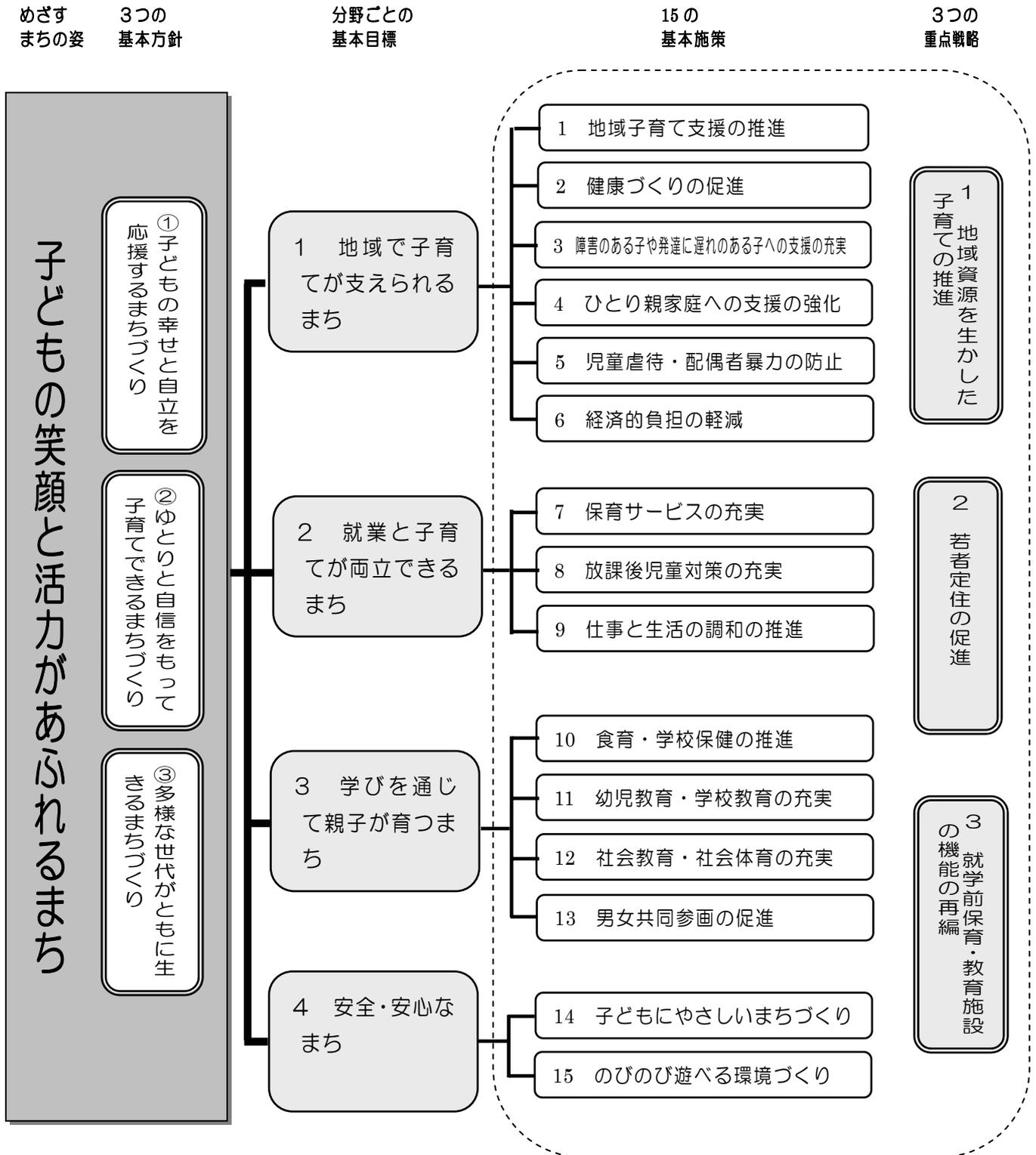
「南房総市次世代育成支援後期行動計画」では、この南房総市総合計画の基本理念・将来像や個別の施策目標をふまえながら、めざすまちの姿を「子どもの笑顔と活力があふれるまち」と定めます。

〔本計画における めざすまちの姿〕

子どもの笑顔と活力があふれるまち

また、「子どもの笑顔と活力があふれるまち」の実現をめざして、3つの基本方針と、4つの分野の基本目標、15の基本施策を定めます。

本計画の体系



5-2 3つの基本方針

「子どもの笑顔と活力があふれるまち」の実現をめざして、3つの基本方針を定めます。

1 子どもの幸せと自立を応援するまちづくり

すべての子どもたちが、保護者や地域の人々の愛情を受け、幸せを感じながら健やかに成長し、将来、自立した大人になっていけるまちづくりを推進します。



2 ゆとりと自信をもって子育てできるまちづくり

男性も女性も子育てに参画し、地域や行政が温かく声をかけ、手助けをすることで、ゆとりと自信をもって子育てできるまちづくりを推進します。



3 多様な世代がともに生きるまちづくり

子どもたちから高齢者まで、多様な世代がともに生きるまちづくりを推進します。



5-3 4つの基本目標と15の基本施策

1 地域で子育てが支えられるまち

「地域で子育てが支えられるまち」は、

- ◇ 子育てに関する情報提供、相談、交流の機会が充実し、子育てに関する不安や悩みが軽減され、楽しく子育てできるまちです。
- ◇ 保健・医療サービスが充実し、安心して子どもを産み、健やかに育てる

ことができるまちです。

- ◇ 障害や発達の遅れがあっても、地域で安心して生活ができるまちです。
- ◇ 母子・父子世帯が安心して子育てできるまちです。
- ◇ 児童虐待や配偶者暴力がないまちです。
- ◇ 子育て家庭への経済的支援が充実したまちです。

こうしたまちをめざして、以下の6つの基本施策を推進します。

〔基本施策〕

- 1 地域子育て支援の推進
- 2 健康づくりの促進
- 3 障害のある子や発達に遅れのある子への支援の充実
- 4 ひとり親家庭への支援の強化
- 5 児童虐待・配偶者暴力の防止
- 6 経済的負担の軽減

2 就業と子育てが両立できるまち

「就業と子育てが両立できるまち」は、

- ◇ きめ細かい保育サービスで、保護者の保育の負担が十分に軽減されるまちです。
- ◇ 市内の事業所が「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の意義を理解し、実践するまちです。

こうしたまちをめざして、以下の3つの基本施策を推進します。

〔基本施策〕

- 7 保育サービスの充実
- 8 放課後児童対策の充実
- 9 仕事と生活の調和の推進

3 学びを通じて親子が育つまち

「学びを通じて親子が育つまち」は、

- ◇ 家庭教育や、就学前・学校教育、生涯学習が充実し、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育つまちです。
- ◇ すべての市民が男女共同参画の意義を理解し、実践するまちです。

こうしたまちをめざして、以下の4つの基本施策を推進します。

〔基本施策〕

- 10 食育・学校保健の推進
- 11 幼児教育・学校教育の充実
- 12 社会教育・社会体育の充実
- 13 男女共同参画の促進

4 安全・安心なまち

「安全・安心なまち」は、

- ◇ 子どもたちが、事故や事件にまきこまれることなく、恵まれた自然の中で、安心していきいきと遊び、のびのび育つまちです。

こうしたまちをめざして、以下の2つの基本施策を推進します。

〔基本施策〕

- 14 子どもにやさしいまちづくり
- 15 のびのび遊べる環境づくり

5-4 3つの重点戦略

4つの基本目標と15の基本施策を分野横断的・重点的に取り組み、南房総市固有の課題の改善・解決に結びつけるため、後期5カ年で以下の「3つの重点戦略」を推進します。

1 地域資源を生かした子育ての推進

背景

南房総市は、美しい自然、恵まれた地元食材、地域住民の支えあいなど、都会にはない子育て資源が豊富にあります。こうした地域資源を最大限に活用しながら、地域で子育てを推進していくことが求められます。

取り組み方向

保育所・幼稚園・小中学校・学童保育所での保育・教育や、市の各種子育て支援事業、ボランティアなど地域住民による子育て支援の取り組みなどで、食育をはじめ、南房総市の地域資源を生かした取り組みを精力的に行っていきます。

〔関連する主な個別施策〕

- 通番 67 保育・教育の場における食育の推進
- 通番 87 環境学習活動の促進
- 通番 88 福祉体験活動の促進
- 通番 89 生活体験活動の促進
- 通番 112 自然環境の保全・活用

2 若者定住の促進

背景

南房総市では、進学や就職のために転出した若者の多くがUターンせずに他市にとどまり、そのことが人口減少の大きな要因となっています。子どもや子育て中の保護者への支援とともに、若者層の流入を増やすことが重要な政策課題となっています。

取り組み方向

子育て支援などの福祉的な施策、雇用の場の創出、若者むけの住宅環境の整

備を三位一体で推進し、若者の定住につなげていきます。

〔関連する主な個別施策〕

- 通番 41 各種制度の継続実施と周知の促進
- 通番 42 効果的な経済的支援の企画・立案・実行
- 通番 43 低年齢児保育の充実 等
- 通番 62 若者定住のための雇用の場等の育成・確保
- 通番 106 良質な住宅の取得の促進

3 就学前保育・教育施設の機能の再編

背景

少子化の進行により、保育所・幼稚園・学童保育所の1施設あたりの児童数が減少し、成長にあわせた適切な規模のクラス編制が難しくなっています。人員・設備の配置の上からも、機能的な配置が求められています。

取り組み方向

「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」の推進を図るとともに、幼保の連携や統合も検討しながら、地区ごとに、認可保育所・幼稚園・学童保育所のあり方を検討していきます。

〔関連する主な個別施策〕

- 通番 50 地区ごとの就学前保育・教育施設のあり方の検討
- 通番 51 保育環境の維持・充実
- 通番 54 学童保育の充実
- 通番 55 預かり保育の充実
- 通番 75 幼小中学校の再編の推進

第6章 基本施策の推進

6-1 地域で子育てが支えられるまち

基本施策1 地域子育て支援の推進

現状と課題

- ◇ 南房総市では、市役所保健福祉部門をはじめ、保育所、幼稚園などが公的な子育て支援サービスを提供するとともに、子ども会やスポーツ少年団から、各種ボランティアなどの活動、近所づきあいに至るまで、市民のあらゆる活動が地域子育て支援機能を持っています。
- ◇ 家庭の子育て力の低下が顕在化するなか、こうした地域子育て力を維持し、発展させていく取り組みの強化が求められています。
- ◇ 具体的には、核家族化や少子化の影響により、子育てに関して、親や親戚による支援やアドバイスが受けにくい、育児不安がつのるといった状況がある中で、子育てに関する情報提供や相談の充実、交流の促進を図るとともに、子育てに関わるボランティアなど人材の育成を図り、子育て支援の輪を広げていくことが重要といえます。

施策目標

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減を図ります。また、人材の育成などを通して、地域全体の子育て力の向上を図ります。

主要施策

1 情報提供体制の充実

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービス、育児情報などを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
1	広報紙等の充実	広報・ホームページ・子育て応援ガイドブックなどの媒体を通じて、子育て情報の周知に努めます。また、子育て支援センターの情報コーナーを充実していきます。	情報推進課 子育て支援課

※関係課は「南房総市行政組織規則」の記載順。

2 相談体制の充実

ちょっとした相談から専門的なものまで、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
2	相談コーディネート機能の強化	子育て支援課を、子育てに関わる相談コーディネートの拠点と位置づけ、市の関係課や市内外の関係機関等と連携しながら、ニーズの発掘・受け止めから、適切な解決策の検討・回答、サービス提供機関へのつなぎに至るまでの取り組みをトータルに行っていきます。各部門において、個人情報保護に最大限に留意しながら、情報の引き継ぎを的確に行い、迅速な対応につなげます。	社会福祉課 健康増進課 子育て支援課 学校教育課
3	療育・発達相談体制の充実	療育・発達相談は、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような相談の実施に努めます。子育て支援センターを相談窓口と位置づけ、関係機関と連携しながら、相談体制を強化していきます。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
4	いじめ・不登校などの相談体制の充実	各保育所・幼稚園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や地域団体、家庭児童相談員等が日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応できるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
5	児童虐待の相談体制の強化	要保護児童対策地域協議会の構成機関(君津児童相談所、警察、主任児童委員、家庭児童相談員等)などと連携しながら、児童虐待に関する相談への迅速・的確な対応に努めます。	子育て支援課
6	民生・児童委員、主任児童委員の相談体制の強化	市民が民生・児童委員や主任児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、資質向上や、地域への積極的な関わりを促進します。	社会福祉課 子育て支援課
7	相談担当者の研修の充実	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、家庭児童相談員、母子自立支援員、社会・家庭教育指導員をはじめとする専門相談員やその他の相談担当者の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

3 子育て交流の促進

子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
8	乳幼児と保護者の交流機会の充実	乳幼児とその保護者が、同世代の親子と交流が図れるよう、子育て支援センターの充実や市内の各保育所、幼稚園、学校の地域開放に努めるとともに、市社会福祉協議会などと連携しながら、とみうら元気倶楽部「子育てサロン」、南三原おもちゃと絵本の図書館、地区公民館「井戸端会議」など、各種事業の充実に図ります。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
9	自主グループの育成	親同士の交流、育児不安の軽減の場を親が主体的に作っていくことにより、よりよい親子関係が保たれるよう、活動場所の提供、支援講座の充実などにより、子育て自主グループの育成を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
10	子ども会活動の活性化(再掲)	子ども会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。	生涯学習課
11	多様な地域活動の促進(再掲)	各地区に古くから伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
12	乳児のブックスタート事業の推進	乳児のブックスタート事業を推進し、絵本の読み聞かせを通じたよりよい親子関係の構築や、親同士の交流の拡大につなげていきます。	子育て支援課

4 子育てを支援する人材・団体の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材・団体の育成に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
13	子育てを支援する人材の育成・確保	子ども会やスポーツ少年団の指導者や、保健推進員、各種ボランティアのリーダーなど、子育て支援活動の人材の育成・確保に努めます。	健康増進課 子育て支援課 生涯学習課
14	子どもに関わるボランティア等の活性化	市社会福祉協議会などと連携しながら、子どもに関わるボランティア活動等の活性化に努めます。	企画政策課 社会福祉課 子育て支援課 生涯学習課
15	会員制の子育て相互支援機能の充実	子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助(有償ボランティア)組織である「ファミリーサポートセンター」の設置を図ります。	子育て支援課

基本施策2 健康づくりの促進

現状と課題

- ◇ 南房総市では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりにむけて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、親子きずな教室（両親学級）、もぐもぐ教室（離乳食教室）、股関節検診、2歳児歯科健診、新生児・産婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めるとともに、健診後も継続した支援を実施しています。
- ◇ また、発達に遅れのある子へ早期療育につながる取り組みとして、きらりんくらぶ（発達発育教室）を進めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の指導を充実するとともに、子育て不安の軽減にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。
- ◇ 小児・産婦人科医療については、一次医療として安房地域医療センター（館山市）や市内・近隣市町の病院・診療所が、二次・三次医療として亀田メディカルセンター（鴨川市）が利用されています。亀田メディカルセンターは、小児救急医療拠点病院として、小児科医の夜間診療体制を有するほか、総合周産期母子医療センターとしてNICU（新生児特定集中治療室）を9床持ち、千葉県の中核周産期医療体制のなかでハイリスク出産を引き受ける三次医療機関としての役割を担っています。
- ◇ このため、安房郡市は、小児・産婦人科医療が一定の水準で確保された地域といえますが、アンケート調査での施策ニーズは依然高く、小児・産婦人科医師の不足が全国的に深刻化する中、一層の充実を働きかけていくことが求められます。また、県と連携しながら、不妊に対する支援の強化も図っていく必要があります。

施策目標

保健・医療の充実により、子どもと親の健康を支えます。

主要施策

1 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が心身とも健やかに暮らせるよう、健康づくりの促進に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
16	母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付、啓発冊子の配布等により母子保健の知識の普及に努めます。	子育て支援課

通番	個別施策	取組内容	関係課
17	健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査を充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげるとともに、母親の交流拡大による孤立防止を図ります。特に、発達に遅れのある子を的確に把握するための診査・指導体制の強化に努めます。	健康増進課 子育て支援課
18	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。	子育て支援課
19	家庭訪問の充実	新生児・産婦訪問、こにちは赤ちゃん事業、その他随時訪問により、新生児や健康診査の要指導者、子育て不安のある両親などへの保健師や管理栄養士、こにちは赤ちゃん事業訪問員による家庭訪問を実施し、母子の健全育成につながるよう努めます。	子育て支援課
20	健康相談の充実	専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。	子育て支援課
21	歯科保健の充実	2歳児歯科健康診査や各種母子保健事業実施時の歯科保健指導の充実に努めます。	子育て支援課
22	予防接種の適切な接種の促進	乳幼児・児童の感染症を予防するため、予防接種の適切な接種を促進します。子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、接種率の向上に努めます。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課
23	保健衛生の向上	安房健康福祉センター(安房保健所)などとの連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症やO-157などの食中毒などに対する衛生対策を推進します。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課

2 医療サービスの充実

母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
24	不妊医療・周産期医療体制の充実促進	安心して出産できるよう、不妊医療、周産期医療の充実を県等へ要請していきます。	子育て支援課
25	小児・産婦人科医療体制の充実促進	身近な地域で安心して小児・産婦人科診療が受けられるよう、小児・産婦人科医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。	健康増進課 子育て支援課
26	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療・搬送体制の充実を関係機関に要請していきます。	健康増進課 子育て支援課 消防防災課

基本施策3 障害のある子や発達に遅れのある子への支援の充実

現状と課題

- ◇ 南房総市では、障害のある子や発達に遅れのある子に対して、療育など発達支援、障害児保育・特別支援教育、福祉サービスの提供など、各種支援に努めています。
- ◇ 療育など発達支援の面では、乳幼児健診などで障害や発達の遅れなどを早期に発見し、子育て支援センターを拠点に、相談や指導、専門機関の紹介などを行っています。療育など発達支援は、保護者の不安軽減や子育て力向上につながり、その子のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられることから、今度も引き続き推進していくことが求められます。
- ◇ 障害児保育・特別支援教育の面では、保育所、幼稚園、小中学校などで、可能な限り障害のある児童・生徒や発達の遅れのある児童・生徒を受け入れ、一人ひとりに「個別の支援計画」を作成し、教育・指導や生活支援などをチームで取り組んでいます。各保育所、幼稚園、小中学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、専門機関である安房特別支援学校・館山豊学校等の支援・協力を受けながら、特別支援学級等の適切な運営に努めています。今後もこうした取り組みを一層推進していくことが求められます。
- ◇ 福祉サービスでは、各種手当などによる経済的支援を行う他、施設への通所により訓練を行う児童デイサービス事業や日帰りの一時預かりとして、日中一時支援などのサービスを図っています。障害のある子を持つ親の交流や悩みの相談を行える場がないため、今後は親同士の親睦を図っていくサポートの必要があります。また、市社会福祉協議会では、障害のある子が在宅で生活をしていくため、サービスの検討をしていく必要があります。

施策目標

障害のある子や発達に遅れのある子への総合的な支援に努めます。

主要施策

1 療育など発達支援体制の強化

障害や発達の遅れの早期発見、早期療育に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
27	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障害・発達の遅れ等の早期発見及び適切な支援を行うため、「きらりんくらぶ」や児童デイサービス等につなげます。	社会福祉課 子育て支援課
28	発達障害に関する支援体制の強化	発達の遅れのある子とその保護者に対して、包括的な支援を行うため、子育て支援センターを拠点に、療育・発達支援に関する専門機能の強化を図ります。	社会福祉課 子育て支援課

2 保育・教育の充実

地域の保育・教育施設で障害のある児童・生徒や発達に遅れのある児童・生徒を積極的に受け入れ、充実した保育・教育を進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
29	特別支援教育の充実	各保育所・幼稚園・小中学校で障害のある児童・生徒や発達に遅れのある児童・生徒を受け入れ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、教育内容・技術の研修、補助員など人員の充実、施設の充実などに努めます。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課

3 生活支援の充実

障害のある子や発達に遅れのある子が在宅で安心して暮らしていけるよう、支援を強化します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
30	在宅生活の支援の強化	障害のある子や保護者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、制度に関するわかりやすい情報提供に努めます。さらに、障害のある子を持つ親同士の親睦を図るサポートをしていきます。市社会福祉協議会では、在宅生活を支援していくため、どのようなサービスが必要か検討していきます。	社会福祉課 子育て支援課



基本施策4 ひとり親家庭への支援の強化

現状と課題

- ◇ ひとり親家庭は社会経済的に不安定な立場となり、育児に限らず、就業や家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。
- ◇ 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費等助成、母子（寡婦）福祉資金の貸付などの経済的支援とともに、保育所や放課後児童対策など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや、相談体制の充実、世帯相互の連携、協力体制づくりを進める必要があります。

施策目標

ひとり親家庭への支援体制の充実に努めます。

主要施策

ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談や援助体制の充実に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
31	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭が抱えている様々な悩み事を軽減するため、母子自立支援員や民生・児童委員などと連携し、きめ細かい相談の実施に努めます。	子育て支援課
32	経済的支援の強化	ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。さらに、父子家庭に対する制度を含め、国・県に対して、制度の一層の充実に要望していきます。	子育て支援課
33	自立支援と就労の充実	ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の活用を促進するとともに、充実を検討していきます。	子育て支援課

基本施策5 児童虐待・配偶者暴力の防止

現状と課題

- ◇ 南房総市では、平成 21 年度に南房総市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見・対応に努めています。
- ◇ 児童虐待は、身体的な影響に加え、心的外傷（トラウマ）などの精神的な影響をもたらし、将来の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、今後も、未然防止と発見時の迅速・的確な対応に努めていくことが求められます。
- ◇ 一方、配偶者暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）については、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、市においても、相談や緊急時における安全の確保、被害者の自立支援を行うことが努力義務化されました。南房総市においても、暴力の防止と被害者の保護についての体制を強化していくことが求められます。

施策目標

児童虐待・配偶者暴力の防止と発見時の迅速・的確な対応に努めます。

主要施策

1 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
34	親の心の健康づくりの促進	子育ての悩みに関する親同士の相談や交流などの場を積極的に提供するとともに、利用を促進し、虐待の未然防止につなげます。	子育て支援課 生涯学習課
35	見守りネットワークの充実	南房総市要保護児童対策地域協議会を適宜開催し、君津児童相談所をはじめ、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生・児童委員などと連携しながら、児童虐待防止と適切な対応に努めます。	子育て支援課 学校教育課
36	虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等を含め、広く市民に周知し、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 学校教育課
37	児童の適正な保護の促進	要保護児童を早期に発見し、警察や君津児童相談所と連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護など適切な対応に努めます。	子育て支援課
38	児童養護に関する理解の促進	児童養護施設や里親制度の周知に努めるとともに、市民に対して、里親ファミリーホーム設置への協力を呼びかけていきます。	子育て支援課

2 配偶者暴力の防止と被害者対策の推進

配偶者暴力の防止と被害者対策の推進に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
39	配偶者暴力の防止と被害者対策の推進	配偶者による暴力の防止・被害者対策については、警察や千葉県女性サポートセンターなど関係機関と連携しながら、相談や緊急時における安全の確保、被害者の自立支援などに努めます。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や子どもに与える影響(子どもの心を著しく傷つける場合は児童虐待にあたる)など、多様な面での配慮に努めます。	企画政策課 健康増進課 子育て支援課



基本施策 6 経済的負担の軽減

現状と課題

- ◇ 近年の景気悪化の影響もあり、子育ての経済的支援の充実を求めるニーズは、前期計画策定時より大幅に増加しています。
- ◇ この間、国の制度として、児童手当の段階的拡充をはじめ、子育て応援特別手当や、育児休業給付の拡充、妊婦健康診査の公費負担の拡充、出産育児一時金の拡充などが実施されてきました。
- ◇ また、南房総市においても、市単独事業である「ぜんそく等小児指定疾患医療費助成」をはじめ、乳幼児医療費助成やひとり親医療費助成事業における市の上乗せサービス、保育料の国基準の80%での実施などを通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてきました。
- ◇ 国では、現在、「子ども手当」（中学3年生まで月額2.6万円。平成21年度は1.3万円）の創設、公立高校授業料の無料化と私立高校授業料補助（年間12～24万円）などの政策が検討されており、これらの円滑な実行とその地方負担に対する適切な財政措置を要請していくことが求められます。
- ◇ また、「地方主権」時代の中、南房総市においても、子育て家庭のニーズに沿った単独施策を企画・立案し、実行していくことが求められます。

施策目標

子育ての経済的負担の軽減に努めます。

主要施策

経済的負担の軽減

諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
40	保育料の負担の軽減	保育料の負担の軽減に努めます。	子育て支援課
41	各種制度の継続実施と周知の促進	既存の各種経済的支援制度の現行水準での継続実施またはそれ以上の水準での実施に努めるとともに、制度利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
42	効果的な経済的支援の企画・立案・実行	国・県の新たな政策動向をふまえつつ、市民ニーズに沿った市独自の経済的支援策について、適宜、企画・立案・実行していきます。	企画政策課 財政課 子育て支援課

6-2 就業と子育てが両立できるまち

基本施策7 保育サービスの充実

現状と課題

- ◇ 南房総市では、全認可保育所で生後57日からの0歳児保育や7時30分から18時までの長時間保育を実施するなど、多様な保育ニーズに応じたサービス展開に努めています。各地区で一時預かりを受ける体制が整備されるとともに、休日保育も実施されています。今後も、保育ニーズをふまえながら、サービスの充実を図っていくことが求められます。
- ◇ また、保育所での保育内容については、国が示す保育所保育指針が、平成21年4月から施行されました。これは、保護者の子育て不安の増大や養育力の低下などを背景に、「質の高い養護や教育の機能」など保育所に期待される役割が深化・拡大していることを受けたものです。各保育所では、この新しい保育所保育指針に基づき、保育内容の充実を図っていくことが求められます。
- ◇ 一方、少子化により幼稚園、認可保育所の児童数がともに減少する中、地区ごとの就学前保育・教育施設のあり方を検討していくことも求められます。

施策目標

多様な保育ニーズに対応したきめ細かいサービスの提供に努めます。

主要施策

1 多様なニーズに対応した保育の拡充

核家族化の進行や、就労形態の多様化に対応できるよう、保育所において、低年齢児保育、延長保育、一時預かりをはじめとする多様な保育サービスの提供に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
43	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入所を含め、低年齢児の保育所での受け入れ希望に対し、着実に対応していきます。	子育て支援課
44	長時間保育・延長保育・休日保育の充実	保護者のニーズに応じ、長時間保育・延長保育や休日保育の充実に努めます。	子育て支援課
45	病児・病後児保育の充実	勝山クリニックと館山ファミリークリニックに委託し、病児・病後児保育を実施します。また、保護者のニーズに応じて他機関での実施についても検討し充実に図ります。	子育て支援課

通番	個別施策	取組内容	関係課
46	夜間保育の検討	夜間保育(22 時頃まで)の実施について将来的な検討を進めます。	子育て支援課
47	一時預かりの充実	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児童を預かる制度である一時預かり制度の充実に努めます。また、ショートステイ(宿泊型の一時預かり)、夜間帯(22 時頃まで)の一時預かり(トワイライトステイ)の実施について将来的な検討を進めます。	子育て支援課

2 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質のさらなる向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。また、地区ごとの就学前保育・教育施設のあり方の検討を進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
48	きめ細かい保育の推進	新しい保育所保育指針に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を推進します。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれた保育所づくりを促進します。	子育て支援課
49	保育士の資質の向上	保育士の資質の向上を図るため、各種研修の充実や幼稚園との交流機会の拡大などに努めます。	子育て支援課 学校教育課
50	地区ごとの就学前保育・教育施設のあり方の検討(再掲)	地区ごとの少子化の動向をみながら、また、幼保の連携や統合なども検討しながら、認可保育所・幼稚園のあり方を検討していきます。	子育て支援課 学校等再編推進室
51	保育環境の維持・充実	保育所の施設・設備を計画的に改修することにより、保育環境の維持・充実を図ります。	子育て支援課

3 多様な保育機能の活用

認可保育所のサービスを補完する貴重な役割を担う認可外保育施設の充実を促進するとともに、「家庭的保育」(保育ママ)など、住民参加型の保育サービスの育成に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
52	認可外保育施設の充実促進	事業所内保育施設などの認可外保育施設については、保育内容の充実のための助言や指導に努めます。	子育て支援課
53	住民参加型の保育サービスの育成	多様なニーズに応えるための保育資源として、「家庭的保育」(保育ママ)やファミリーサポートセンターなど、住民参加型在宅福祉サービスなどの育成に努めます。	子育て支援課

住民参加型在宅福祉サービス：地域住民が自発的・主体的に非営利・有償で提供する在宅福祉サービス。
「家庭的保育」(保育ママ)：保育士や自治体が認定した有資格者が自宅で乳幼児を預かるサービス。

基本施策 8 放課後児童対策の充実

現状と課題

- ◇ 南房総市では、放課後児童対策として、全地区で地区内の共働き家庭等の児童を対象とした学童保育サービスが実施されるとともに、千倉地区では預かり保育サービスも実施されています。
- ◇ 学童保育サービスについては、現在実施されている事業の安定した運営が求められるとともに、4年生以上の児童など対象年齢の拡充をしていくことも課題です。
- ◇ また、今後、「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」が推進されるにあたり、保育施設への通所手段の確保を図っていくことも求められます。
- ◇ 平成19年度から、国の「放課後子どもプラン」がスタートしています。これは、南房総市で実施している、共働き家庭等を対象とした厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」に加え、「全児童対策」である文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。地区によっては、全児童対策が効果的なケースもありうると考えられ、実施について検討していくことも求められます。

施策目標

子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童対策の充実に努めます。

主要施策

放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
54	学童保育の充実	4年生以上の児童を受け入れるなど、ニーズに応じたサービス内容の充実に努めます。	子育て支援課
55	預かり保育の充実	千倉地区において、引き続き預かり保育事業を実施していくとともに、他地区での実施を検討していきます。	学校教育課
56	放課後子ども教室の実施の検討	放課後子ども教室の実施を検討していきます。	生涯学習課

基本施策 9 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

- ◇ 平成 19 年 12 月、国により「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての憲章と行動指針が決定されました。
- ◇ 「仕事と生活の調和」とは、仕事か生活のどちらかを犠牲にするのではなく、どちらも大切にすることで、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取り組みです。育児・子育て期の母親の就業への支援や、子育てに配慮した職場づくりだけでなく、非正規雇用で生活が安定しないために結婚、出産ができないことをなくすといったことも含む概念です。
- ◇ 時短、残業を減らす、休暇を多くするなどの労働条件の改善や、手厚い子育て支援制度によって、勤労意欲や業務効率の向上につながることはよく知られています。また、出産・育児のために退職した女性の能力の再活用は、人口減少時代に活力ある地域を維持していくために不可欠です。
- ◇ 企業経営は景気動向に大きく左右されますが、企業経営を安定継続させ、地域を活性化していくためには、「仕事と生活の調和」に努めていくことが不可欠であるという認識を共有していくことが求められます。
- ◇ 具体的な雇用政策は、主に、国・県が担っており、南房総市が行えることは、企業等への制度の周知や意識の啓発、市自らが率先して実践することです。未来への投資として、市民、事業所、行政が協働で「仕事と生活の調和」に集中的に取り組んでいくことが求められます。

施策目標

「仕事の質」と、「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

主要施策

1 市内事業所の取り組みの促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度をはじめとする子育て支援制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
57	一般事業主行動計画の策定促進	市内事業所の一般事業主行動計画の策定を促進していきます。	商工観光課
58	育児休業制度の普及・定着	広報など様々な媒体を活用して、育児休業制度の普及・定着を図ります。「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知に努めます。	商工観光課

通番	個別施策	取組内容	関係課
59	労働条件改善の促進	「働き方の見直し」により「仕事と生活の調和」を実現できるよう、有給休暇の取得や、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業所等への啓発を図ります。	商工観光課
60	女性の再雇用についての事業所への啓発	出産や育児等により退職した女性の再雇用についての事業所への啓発に努めます。	商工観光課
61	事業所での子育てを応援する気運の醸成	市内事業所が、法定基準を上回る福利厚生を取り組みなどを行うことを「ファミリー・フレンドリー企業表彰」「社員いきいき！元気な会社宣言企業」などで国・県とともに支援していきます。	子育て支援課 商工観光課
62	若者定住のための雇用の場等の育成・確保	少子化対策には、若者定住が不可欠であることから、地域資源を生かした企業誘致や起業への支援など、雇用の場の育成・確保に市をあげて取り組みます。	企画政策課 商工観光課

2 市民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない市民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進します。

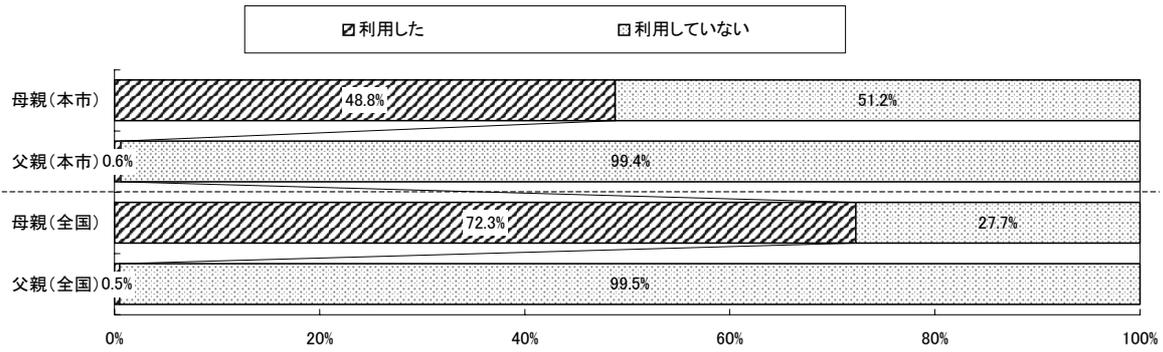
通番	個別施策	取組内容	関係課
63	女性の再就職への支援の強化	出産や育児等により退職した女性が再就職しやすいよう、ハローワークなどでの相談や情報提供の充実を促進するとともに、再就職支援セミナーの受講支援などにより、再就職や起業などにむけた知識・技術等の習得機会の拡大を図ります。	子育て支援課 商工観光課
64	経済的自立が可能な仕組みづくりの促進	国・県・経済団体等とともに、雇用の安定に努めるとともに、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差などを是正する仕組みづくりを促進します。	商工観光課

3 行政の率先行動の実施

南房総市役所が、率先して、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に取り組めます。

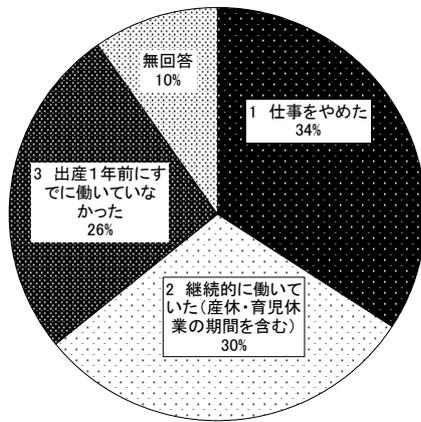
通番	個別施策	取組内容	関係課
65	特定事業主行動計画の推進	男性の育児休業の取得など、南房総市特定事業主行動計画の適切な推進を図ります。	総務課

〔参考〕育児休業制度の利用割合（一番下の子のケース）



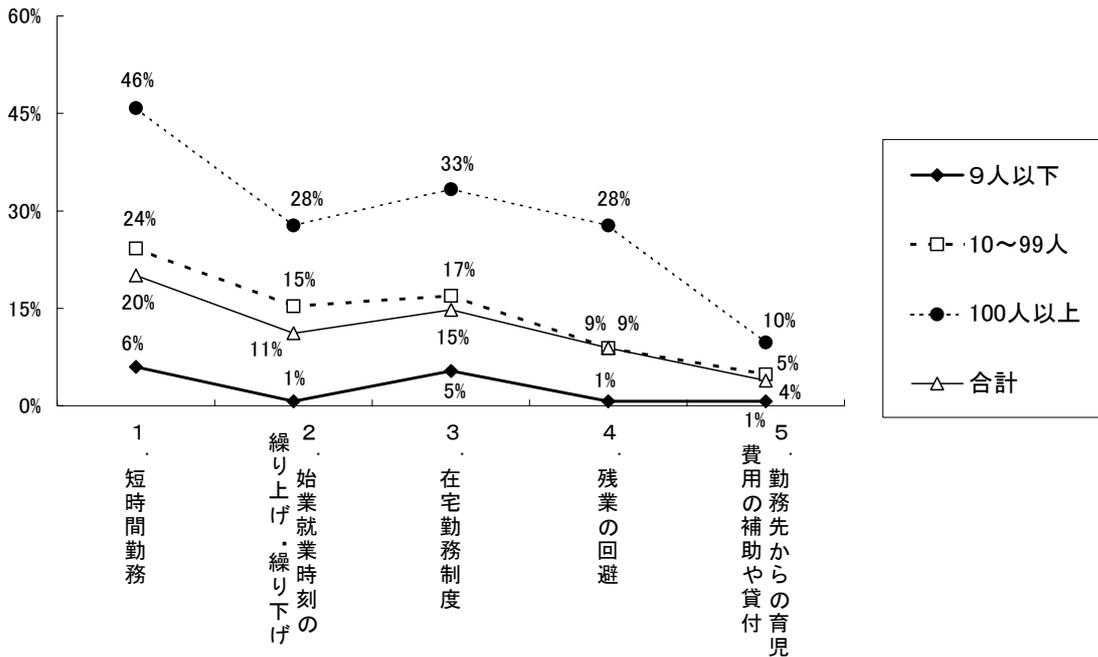
資料：「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成 21 年 3 月実施）

〔参考〕出産時にも継続雇用ができた割合（一番下の子のケース）



資料：「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（保護者用）（平成 21 年 3 月実施）

〔参考〕自分の職場に子育て支援のための各種制度がある割合（法人規模別）



資料：「南房総市子育て支援に関するアンケート調査」（一般市民用）（平成 21 年 3 月実施）

6-3 学びを通じて親子が育つまち

基本施策 10 食育・学校保健の推進

現状と課題

- ◇ 南房総市の教育は、体育（食育）・知育・徳育の3本柱をバランスよく推進していくことを理念としています。
- ◇ 食育については、妊娠時からの食育を推進する「親子きずなの教室（両親教室）」や「もぐもぐ教室（離乳食教室）」の開催、小中学校での栄養教室をはじめとする各種事業の展開や、地産地消推進計画（平成20年2月）に基づく給食での地元食材の活用、「生産者と保護者を交えた交流給食会」の実施、安房地域食育フェアの後援など、幅広い事業を推進しています。
- ◇ 恵まれた地元食材を生かしながら、栄養バランスのとれた規則正しい食生活を送ることは、子どもたちの心身の健康の基本であり、保護者にとっても、生活習慣病を予防し、健康を維持するために重要です。このため、子どもたちと保護者の両方に対して、食育を推進していくことが重要です。
- ◇ 一方、小児生活習慣病や思春期のこころの問題などが取りざたされる中、学校保健において、子どもたちが、自分の心と身体をいたわることの大切さ、運動で体を鍛える必要性、性の違いなどを理解し、正しい健康管理を実践できるよう、支援していくことが求められます。

食育：豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくため食が重要であり、食に関する知識と食を選択する力を習得して、健全な食生活を実践すること。

施策目標

恵まれた地元食材を生かし、食育を推進するとともに、学齢期・思春期の健康教育を推進します。

主要施策

1 食育の推進

保健・教育・産業振興の各分野が連携し、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、食の学習に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
66	母子保健事業での食育の推進	もぐもぐ教室（離乳食教室）をはじめ、各乳幼児健診・健康教育を通じて、乳幼児期の食育を推進します。	子育て支援課

通番	個別施策	取組内容	関係課
67	保育・教育の場における食育の推進	保健推進員等の協力を得ながら、地元食材の活用や、「生産者と保護者を交えた交流給食会」、「家族ふれあい料理教室」、「生活習慣病予防事業」などを通じて、保育所、幼稚園、小中学校での食育を推進します。	企画政策課 健康増進課 子育て支援課 学校教育課 農林水産課

2 学齢期・思春期保健の推進

学齢期・思春期は、心身の成長が著しい反面、悩みや不安を持ちやすい時期であり、心身ともに健全に成長していけるよう、健診や相談などによる支援に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
68	学校での健康診断の推進	就学時健診や定期健診の推進を図ります。	学校教育課
69	小児生活習慣病予防の推進	保健推進員・食育推進委員の協力を得ながら、「小児生活習慣病予防教室」などを通じて、小児生活習慣病予防の知識伝達、調理実習や講義を行い、児童・生徒と保護者に対し、小児生活習慣病予防を啓発します。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課
70	相談体制の強化	スクールカウンセラーの充実や、安房保健所思春期相談の利用促進などにより、思春期の児童・生徒の悩み等に対する相談体制の強化を図ります。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課



基本施策 11 幼児教育・学校教育の推進

現状と課題

- ◇ 平成 18 年、教育基本法が改正され、現代社会において必要な「公共」、「社会の中での個人」という視点を重視し、愛国心が明文化されました。また、同法に基づき学校教育法の改定、国の「教育振興基本計画」の策定などがあつたほか、平成 21 年 4 月からは、幼稚園の新教育要領が実施され、小・中学校・特別支援学校の「新しい学習指導要領」も一部実施（小学校は平成 23 年度に、中学校は平成 24 年度に完全実施）されています。
- ◇ 具体的には、平成 14 年の学習指導要領改訂で導入された「ゆとり教育」は、理念は重要であるものの学力低下傾向を招いたとして見直されました。
- ◇ また、「生きる力を育む教育」という考え方は引き継がれ、「生きる力」の基礎となる言語活動の充実などがうたわれています。新しい幼稚園教育要領、学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣・生活習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成などに努めていく必要があります。
- ◇ 一方、南房総市では、こうした国の動向をふまえながら、「生きる力を育む教育」や、郷土を愛し、自立の精神と国際感覚に富む人材の育成を進めるために、平成 19 年 3 月に「南房総市教育立市プラン」を策定しました。学校と地域が一体となって、食育の推進や、読書の奨励、外国語教育の充実などを推進し、「教育立市」をめざしていくことが求められます。
- ◇ また、南房総市では、平成 20 年 3 月に「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」を策定しました。少子化の動向を受け、幼稚園、小中学校の機能的な配置をめざしていくことが求められます。

施策目標

各幼稚園、各学校がそれぞれの特長を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

主要施策

1 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
71	就学前教育の充実	新たな「幼稚園教育要領」、その上位に位置する法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、幼稚園等での個性あふれる教育を推進します。	学校教育課

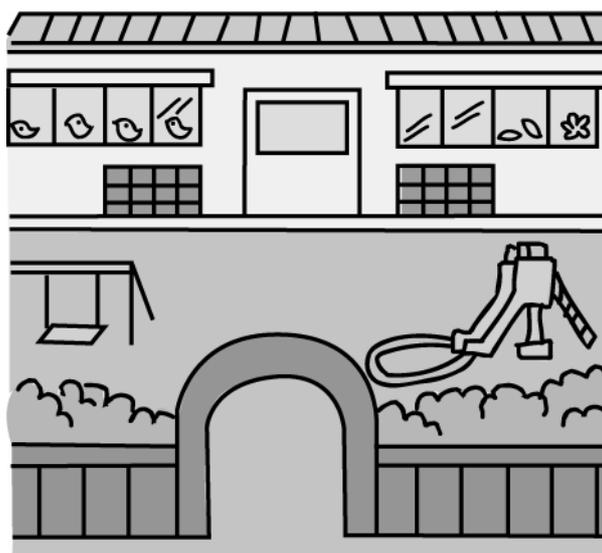
通番	個別施策	取組内容	関係課
72	幼稚園教諭の資質の向上	幼稚園教諭の資質の向上を図るため、各種研修の充実や保育所との交流機会の拡大などに努めます。	子育て支援課 学校教育課
73	施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、幼稚園等の施設・設備の整備・充実に努めます。	教育総務課 学校教育課
74	地域に開いた施設づくりの促進	幼児教育の専門技術を生かし、地域の保護者の子育てに関する相談に応じるとともに、親の育児不安の軽減や、乳幼児の生活習慣の獲得にむけた交流の場の提供など、地域に開かれた施設づくりを促進します。	学校教育課
50	地区ごとの就学前教育・教育施設のあり方の検討(再掲)	地区ごとの少子化の動向をみながら、また、幼保の連携や統合なども検討しながら、認可保育所・幼稚園のあり方を検討していきます。	子育て支援課 学校等再編推進室
75	幼小中学校の再編の推進(再掲)	「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」に基づき、市内小中学校の再編を進めます。	学校等再編推進室 学校教育課

2 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、各学校がその特性を生かした教育を推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
76	基礎学力の定着	指導内容や指導方法の工夫改善に努めながら、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。	学校教育課
77	情報教育の推進	パソコンなど情報機器を操作する基礎能力を育成するとともに、あふれる情報を整理し、十分に活用できる人材の育成に努めます。	学校教育課
78	国際理解教育の推進	世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成をめざして、ALT(アシスタント・ランゲージ・ティーチャー)の活用や、小学校への英語活動支援員の配置、外国の学校との交流、地域の在住外国人との交流などにより、国際理解教育を推進します。	企画政策課 学校教育課
79	人権教育・道徳教育の推進	他人の痛みを理解し、人権を尊重する心を持った児童の育成をめざして、人権教育・道徳教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課
80	教員の資質の向上	教員の資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。	学校教育課
81	開かれた学校づくりの推進	社会人講師制度や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育にあたることができるよう、「学校評議員会」等の意見を取り入れ充実に努めます。	学校教育課
82	安全な学校づくりの推進	安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。	学校教育課

通番	個別施策	取組内容	関係課
83	クラブ活動の推進	子どもたち一人ひとりが多様な技能を伸ばし、生涯を通じて楽しめる趣味を得られるよう、地域住民の協力を得ながら、学校クラブ活動を引き続き推進します。	学校教育課 生涯学習課
75	幼小中学校の再編の推進(再掲)	「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」に基づき、市内小中学校の再編を進めます。	学校等再編推進室 学校教育課
84	教育施設・設備の充実と有効活用	耐震改修など、老朽化した施設等の整備や、教育機器の整備・充実に努めるとともに、余裕教室の積極的な活用を図ります。	教育総務課 学校教育課
85	グラウンド、体育館などの開放による交流の促進	グラウンド、体育館などを開放し、地域の人々と子どもたちとの交流を促進します。	学校教育課 生涯学習課



基本施策 12 社会教育・社会体育の充実

現状と課題

- ◇ 平成 20 年の文部科学省中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」や、「教育振興基本計画」では、社会全体で子どもを育てるために、地域の教育力を高めることが改めて強調されています。
- ◇ 南房総市では、子どもたちを含む多世代による地区の個性的な社会教育・社会体育活動が活発に行われています。
- ◇ 今後も、地域住民の協力のもと、多様な体験活動、文化・スポーツ活動を展開していくことが求められます。

施策目標

明日の南房総市を築く豊かな心の育成をめざし、地域の自然や人々といった資源を生かしながら、子どもたちの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

主要施策

1 社会教育の推進

地域の協力を得ながら、各施設の特徴を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
86	体験教育・体験保育の積極的な導入	各保育・教育施設では、社会体験などの学習機会の積極的な導入に努めます。	子育て支援課 学校教育課
87	環境学習活動の促進	自然との関わりを学ぶ研修や自然と親しむ活動を通じて、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心と態度の育成に努めます。	環境保全課 学校教育課
88	福祉体験活動の促進	社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設などの協力を得ながら、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ福祉体験機会の充実を図ります。	学校教育課
89	生活体験活動の促進	家庭での手伝いや、就業体験、青少年キャンプなど、年齢に応じた生活体験活動の促進を図ります。	学校教育課 生涯学習課
90	社会教育活動への子どもの参加の促進	地区公民館等での子どもや親子を対象とした体験講座・イベントの充実を図ります。	生涯学習課
91	読書活動の推進	子どもたちの読書の重要性を認識し、小学校入学時の第2ブックスタート事業の推進、図書館・学校図書室の充実、ボランティアの協力による「おはなし会」「絵本読み聞かせ会」の開催、移動図書館事業の推進などにより、子どもたちの読書活動を推進します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

2 地域活動・文化活動の促進

子ども会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
10	子ども会活動の活性化 (再掲)	子ども会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。	生涯学習課
11	多様な地域活動の促進(再掲)	各地区に古来から伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
92	多様な文化・芸術活動の促進	学校のクラブ活動や課外活動、各地区の社会教育活動などを通じ取り組まれてきた子どもたちの文化・芸術活動を引き続き促進していきます。	学校教育課 生涯学習課

3 社会体育活動の促進

子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
93	スポーツ少年団活動の活性化	スポーツを通じて豊かな心と健康でたくましい体を育むことを目的として、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。	生涯学習課
94	競技スポーツの振興	子どもが参加できる競技スポーツの拡大や、プロスポーツの試合、合宿等の誘致を通じて、子どもたちがスポーツにアこがれを持ち、意欲的に取り組む機会の充実に努めます。	生涯学習課
95	子ども・親子連れを対象としたスポーツ教室の充実	スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。	生涯学習課
96	総合型地域スポーツクラブの育成	子どもから高齢者まで多様な年代の市民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んでともに楽しめる自主的なスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図るとともに、新たなクラブの設立を促進します。	生涯学習課

基本施策 13 男女共同参画の促進

現状と課題

- ◇ 男女がいつも、ともに協力して家事や育児を分担しあうことが求められます。また、家事や育児に限らず、社会のあらゆる部門で、女性が差別されず、男女が共同で参画し、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。
- ◇ 男女共同参画については、わが国では、昭和 60 年の「男女雇用機会均等法」の制定と「女子差別撤廃条約」の批准にはじまり、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の施行や、「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の改正、平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の施行（平成 16、19 年改正）といった動きがあります。
- ◇ 南房総市では、平成 20 年度に「南房総市男女共同参画推進計画」（平成 21～25 年度）を策定しており、同計画に基づき、啓発活動や具体的な対策を進めていく必要があります。

施策目標

男女がいつも、ともに育児や家事を協力して行い、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍しあえる男女共同参画のまちづくりを推進します。

主要施策

1 男性の子育てなどへの参画の促進

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
97	男性への啓発活動の推進	各種広報や家庭教育学級、公民館講座などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法について、男性が学習することを促進します。	企画政策課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
98	企業等への啓発活動の推進	男性が育児・家事に参加しやすい雇用環境づくりを市内企業等へ積極的に啓発します。	商工観光課 企画政策課

2 社会全体の男女共同参画の促進

男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限生かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
99	男女共同参画意識の普及促進	セミナーやフォーラムなど、多様な機会を通じて、男女共同参画の考え方の普及を図ります。	企画政策課
100	男女平等教育の推進	学校、幼稚園、保育所などすべての保育・教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発します。	企画政策課 子育て支援課 学校教育課
101	女性の健康づくり事業の推進	更年期障害をはじめ、女性特有の健康問題に市民が適切に対応していけるよう、医師・栄養士等による講話や食事・運動指導などを行う女性の健康づくり事業を推進します。	健康増進課
102	政策決定への女性の参画の促進	組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映するまちづくりを進めます。	企画政策課
103	若者のまちづくり活動での協働の促進	若者のまちづくりへの積極的な参画を促進します。深刻な晩婚化の状況の改善にも寄与するよう、独身男女の交流にもつながる活動をめざします。	企画政策課



6-4 安全・安心なまち

基本施策 14 子どもにやさしいまちづくり

現状と課題

- ◇ 子どもは災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすく、小さな子どもを連れた親はまちに出ると、歩道のない道路やベビーチェアのないトイレなど、様々な障害に出会います。
- ◇ また、日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。
- ◇ このような様々な生活環境に配慮された、子どもにやさしいまちづくりを進めることが求められます。

施策目標

子育てバリアフリーのまち、防災や防犯、交通安全などの面で安心して子育てできるまちをめざします。

主要施策

1 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
104	子育て支援設備の整備	親子連れでも安心して利用できるよう、歩道の整備を計画的に進めるとともに、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備や、トイレ内へのベビーチェア・ベビーベッド等の設置を促進します。また、講座やイベント等に利用される公共建物には託児・授乳・おむつかえスペースの整備を推進します。	関係各課
105	公共交通機関の充実	子どもの通学や親子連れでの外出などの交通手段として、コミュニティバスの利便性の向上に努めます。また、鉄道や高速バス・路線バスの維持・確保・充実を引き続き要望していきます。	企画政策課
106	良質な住宅の取得の促進	住宅取得奨励事業を推進し、若者世代・子育て世代が市内で良質な住宅を取得することを促進します。	建設部管理課
107	子育てバリアフリー点検の実施促進	子どもにやさしいまちづくりの啓発にむけて、ボランティアによる子育てバリアフリー点検や子育てマップの作成を促進します。	企画政策課 子育て支援課

2 安全・安心の確保

子どもや子育てに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
108	子どもに配慮した防災対策の推進	保育所・幼稚園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。	子育て支援課 消防防災課 学校教育課
109	地域で子どもを見守る防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止にむけ、自主防犯団体の育成や、防犯灯の充実、「社会を明るくする運動」の推進、スクールガードボランティアの養成など、地域で子どもを見守る防犯体制の強化を図ります。	社会福祉課 消防防災課 学校教育課
110	交通安全対策の充実	子どもの交通事故防止にむけ、交通安全教育の推進に努めるとともに、カーブミラー、ガードレールなど、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	子育て支援課 消防防災課 建設課 学校教育課



基本施策 15 のびのび遊べる環境づくり

現状と課題

- ◇ テレビゲームなど室内遊びの増加、塾・習い事時間の拡大などにより、子どもたちが地域で遊ぶ時間が減少しています。遊びや地域での活動を通じて得た体験は、人生のかけがえのない財産であり、子どもの人格形成に大変重要なものです。
- ◇ 南房総市は、南房総国定公園の美しい海岸や里山など、身近な自然が多く残っています。また、休日などに家族でゆっくり過ごせる公園として、野島崎公園やローズマリー公園などがあるほか、大房少年自然の家などの野外活動施設もあります。さらには、千倉B&G海洋センターをはじめとする体育館やグラウンドなどのスポーツ施設も市内各地に整備されています。児童遊園も市内20カ所にあります。
- ◇ しかし、アンケート結果によると、「乳幼児の遊び場」には、強い市民ニーズが寄せられており、安全で魅力的な遊び場を一層充実していくことが求められます。

施策目標

子ども同士や親子連れで、安心してのびのび遊べる遊び場の確保を図ります。

主要施策

1 屋外活動の場の充実

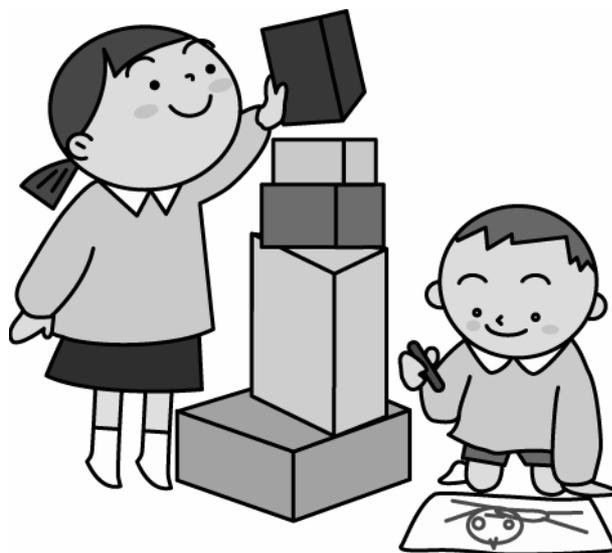
自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
111	公園・広場等の充実	公園や広場などの整備と適切な維持管理に努めます。また、遊び場として校庭や園庭の活用を図ります。	関係各課
112	自然環境の保全・活用	海岸や野山が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然保護意識の普及・啓発を行い、良好な自然環境の保全に努めます。	環境保全課
113	屋外スポーツ施設の整備・充実	グラウンド、テニスコートなど、各屋外スポーツ施設の整備・充実を図ります。	生涯学習課

2 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく思いっきり遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
114	地域での屋内遊びの場の拡充	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる屋内遊びの場の拡充を図ります。遊休施設を活用した児童館的な施設の設置を検討していきます。	子育て支援課
115	屋内スポーツ施設の整備・充実	体育館、武道館など、屋内スポーツ施設の整備・充実に努めます。	教育総務課 生涯学習課



第7章 数値目標の設定

7-1 保育サービスの数値目標

1 実施箇所数の目標

サービス名	21年4月実績	26年度目標	29年度目標
幼稚園	14カ所	9カ所	9カ所
認可保育所	10カ所	9カ所	8カ所
延長保育（19時まで）	0カ所	1カ所	1カ所
休日保育（市事業）	1カ所	1カ所	1カ所
病児病後児保育	2カ所（市外）	2カ所（市外）	2カ所（市外）
学童保育	11カ所	11カ所	11カ所
一時預かり	9カ所	8カ所	7カ所
地域子育て支援拠点事業	1カ所	2カ所	2カ所
ファミリーサポートセンター	0カ所	1カ所	1カ所

2 利用人数の目標

サービス名	21年4月実績	26年4月目標	29年4月目標
幼稚園	493人	450人	400人
認可保育所0～2歳	138人	150人	165人
認可保育所3歳以上	136人	130人	100人
認可保育所合計	274人	280人	265人
認可外保育所0～2歳	25人	25人	31人
認可外保育所3歳以上	15人	15人	12人
認可外保育所合計	40人	40人	43人
延長保育（19時まで）	0人	5人	5人
学童保育（小1～3）	193人	166人	152人

3 年間延利用日数の目標

サービス名	20年度実績	26年度目標	29年度目標
病児病後児保育	132人日	300人日	300人日
一時預かり	288人日	600人日	1200人日
休日保育（市事業）	7人日 (21年度上半期)	14人日	14人日

7-2 その他の数値目標

「健やか親子21」に関する数値目標

	20年度実績	22年度目標	26年度目標	29年度目標
新生児・産婦家庭訪問、 こんにちは赤ちゃん事 業でできた割合	74.3%	100%	100%	100%
乳児健診受診率(3~6か 月児・9~11か月児)	3~6か月児 91.1% 9~11か月児 92.0%	90%	95%	98%
1歳6か月児健康受診率	94.7%	90%	93%	95%
2歳児歯科健診受診率	72.0%	85%	90%	95%
3歳児健診受診率	99.2%	99%	99%	100%

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略に関する数値目標

	20年度実績	26年度目標	29年度目標	目標の設定根拠
第1子出産前後の女 性の継続就業率	47% (アンケートから)	55%	55%	国の目標値(29年 度に55%)をめざ す
母の育児休業取得率	48.8% (アンケートから)	上昇させる	上昇させる	[参考] 国の目標値は80%
父の育児休業取得率	0.6% (アンケートから)	上昇させる	上昇させる	[参考] 国の目標値は10%
週に60時間以上働い ている父親の割合 (小学生以下)	25.3% (アンケートから)	12.6%	12.6%	[参考] 国の目標値は10年 間で半減
週に60時間以上働い ている母親の割合(小 学生以下)	2.4% (アンケートから)	1.2%	1.2%	

第8章 推進にむけて

第1節 推進状況の点検・公表の方法

1 計画の推進状況の点検

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第6項に基づき、子育て支援課を主管課に庁内関係各課の協力により、毎年度、推進状況を把握するとともに評価・点検を行い、以降の取り組みに生かしていきます。

2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、次世代育成支援対策推進法第8条第6項に基づき、毎年度、市民に対し、市の広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

第2節 計画の推進体制

1 庁内推進体制

次世代育成支援の推進にあたって、他の部門別計画との整合性を図り、全庁的に推進するため、関係各課による検討委員会の設置など、機能的な組織の編成について検討し、計画の進行管理・評価を継続的に行っていきます。

2 庁外推進体制

計画を効果的に推進するため、関係機関・団体等、市民参加により実施状況の評価し、必要に応じて計画を見直していきます。

參考資料

1 計画策定委員等名簿

南房総市次世代育成支援行動計画策定委員

番号	設置要綱 第3条第2項 による区分	氏名	備考
1	福祉関係者	高橋悦子	南房総市千倉地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表
2	福祉関係者	坂本富美江	千葉県保育協議会安房支会会計
3	福祉関係者	山口喜男	【委員長】 社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎和田浦施設長
4	福祉関係者	鈴木竹男	南房総市福祉事務所長
5	保健関係者	高梨節子	【副委員長】 南房総市保健推進委員協議会会長
6	教育関係者	伊藤良則	南房総市小中学校長会会長
7	教育関係者	石田和久	南房総市PTA連絡協議会会長
8	教育関係者	菰田延夫	南房総市教育委員会学校教育課長
9	企業関係者	大橋恵子	医療法人美篤会 中原病院チーフマネージャー
10	子育てに関する地域団体に属する者	宮田美樹	和田学童クラブ会長
11	国県関係機関	小倉久雄	館山公共職業安定所長
12	国県関係機関	青木啓子	安房健康福祉センター 安房保健所地域保健福祉課長

次世代育成支援行動計画策定、保育所再編・学童保育所のあり方検討ワーキングチーム

番号	区 分	所 属	職名等	氏 名
1	公立保育所代表	子育て支援課 富浦保育所	所長	杉本 弘美
2	私立保育園 内房地区代表	白鳩保育園	副園長	鈴木 洋史
3			主任	古山 真理子
4	私立保育園 外房地区代表	白浜保育園	園長	奥村 俊雄
5	学童保育指導員代表	丸山学童クラブ	指導員	宇山 美奈子
6		うさぎ学童クラブ	指導員	黒川 和美
7		和田学童クラブ	指導員	宇畑 美佐子
8	社会福祉協議会代表	南房総市社会福祉協議会 地域福祉班	地域福祉班長	早川 邦子
9	幼稚園担当	南房総市学校教育課	係長	荒井 まさ江
10	幼稚園園主任代表	南房総市立健田幼稚園	園主任	熊井 宏子
11	丸山公民館代表	南房総市生涯学習課	主査	在原 みどり
12	障害児福祉担当	南房総市社会福祉課	主任主事	松本 純
13	健康増進課代表	南房総市健康増進課	主任管理栄養士	平島 佳子
14	保育所担当	南房総市子育て支援課	主任主事	石井 富美子
15	母子保健担当	南房総市子育て支援課	主任保健師	畠山 美香
16	子育て支援センター 代表	南房総市子育て支援課	主任保育士	鈴木 弘子

2 計画策定委員会設置要綱

南房総市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(平成21年9月1日 南房総市告示第123号)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画(以下「行動計画」という。)を策定にするに当たり、市民、事業主及び労働者その他の関係者の意見を反映させるため、南房総市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること
- (2) 行動計画の市長への報告に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 企業関係者
- (5) 子育てに関する地域団体に属する者
- (6) 国県関係機関
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

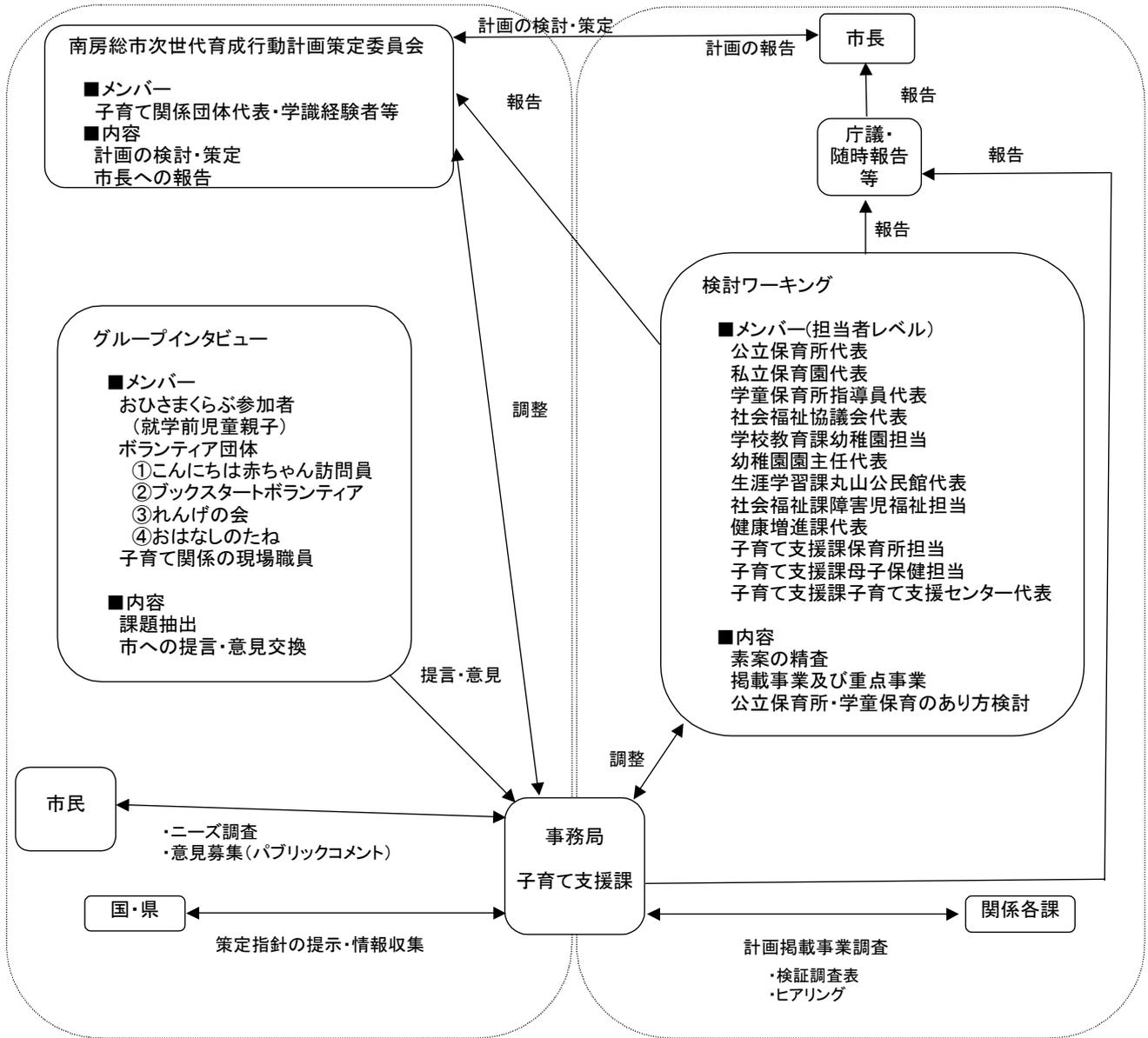
第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

3 計画策定体制図

計画策定体制図



4 計画策定の経過

計画策定の経過

日 程	内 容	備 考
平成 21 年 3 月	子育て支援に関するアンケート調査の実施	回収数は保護者用 1,669 票 (76%)、中高生用 539 票 (67%)、一般用 503 票 (50%)
平成 21 年 7 月	子育て団体等グループインタビューの実施	8 団体・機関計 66 名
平成 21 年 9 月 28 日	ワーキングチーム第 1 回会議	計画骨子案の検討・公立保育所・学童保育のあり方検討
平成 21 年 10 月 9 日	計画策定委員会第 1 回会議	計画骨子案の検討
平成 21 年 10 月 21 日	ワーキングチーム第 2 回会議	公立保育所・学童保育のあり方検討
平成 21 年 11 月 17 日	ワーキングチーム第 3 回会議	公立保育所・学童保育のあり方検討
平成 21 年 11 月	庁内関係各課へ前期計画検証調査の実施	検証調査表の記入
平成 21 年 11 月 21 日	策定委員会委員会第 2 回会議	計画素案の検討
平成 21 年 12 月 10 日	庁内関係各課ヒアリング (12 月 10 日～11 日)	計画素案のヒアリング
平成 21 年 12 月 11 日	ワーキングチーム第 4 回会議	公立保育所・学童保育のあり方検討
平成 21 年 12 月 21 日	計画策定委員会第 3 回会議	計画素案の検討
平成 22 年 1 月 12 日	ワーキングチーム第 5 回会議	公立保育所・学童保育のあり方検討
平成 22 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施 (1 月 15 日～2 月 15 日)	
平成 22 年 2 月 23 日	ワーキングチーム第 6 回会議 計画策定委員会第 4 回会議	計画書の確定
平成 22 年 3 月 23 日	ワーキングチーム第 7 回会議	公立保育所・学童保育のあり方検討

南房総市次世代育成支援 後期行動計画

発行：南房総市保健福祉部子育て支援課
〒294-0813 千葉県南房総市谷向 116 番地 2
TEL 0470-36-1153 FAX 0470-36-1133